

## 第1回古平町議会定例会 第1号

令和6年3月5日（火曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 令和6年度町政執行方針並びに教育行政執行方針
- 5 議案第 4号 令和6年度古平町一般会計予算
- 6 議案第 5号 令和6年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 7 議案第 6号 令和6年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 8 議案第 7号 令和6年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算
- 9 議案第 8号 令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計予算
- 10 議案第 9号 令和6年度古平町簡易水道事業会計予算
- 11 議案第10号 令和6年度古平町公共下水道事業会計予算
- 12 議案第11号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第10号）
- 13 議案第12号 令和5年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第13号 令和5年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第14号 令和5年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 16 議案第15号 令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 17 議案第16号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第4号）
- 18 議案第17号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案
- 19 議案第18号 古平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案
- 20 議案第19号 古平町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 21 議案第20号 古平町漁村研修施設の指定管理者の指定について
- 22 議案第21号 古平町水産物流通荷さばき施設の指定管理者の指定について
- 23 議案第22号 古平町温泉保養センターの指定管理者の指定について
- 24 令和5年 学校給食の無償化を求める意見書（案）の採択を求める陳情書  
陳情第 2号 （総務文教常任委員長報告）
- 25 陳情第 1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな抜本的改正を求める意見書  
採択を求める陳情書
- 26 陳情第 2号 物価上昇に見合う高齢基礎年金等の引き上げを求める陳情
- 27 陳情第 3号 被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書（案）

の採択を求める陳情書

- 28 陳情第 4号 「企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書」(案)採択を求める陳情書
- 29 陳情第 5号 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書(案)の採択を求める陳情書

○追加議事日程

- 1 議案第23号 工事請負契約の締結について
- 2 議案第24号 工事請負契約の締結について

○出席議員(9名)

議長10番	堀 清 君	1番	工 藤 澄 男 君
2番	寶 福 勝 哉 君	3番	中 村 光 広 君
4番	高 野 俊 和 君	5番	真 貝 政 昭 君
6番	梅 野 史 朗 君	7番	堀 澤 理 恵 君
9番	佐 藤 未知時 君		

○欠席議員(1名)

8番 山 口 明 生 君

○出席説明員

町 長	成 田 昭 彦 君
副 町 長	奥 山 均 君
教 育 長	三 浦 史 洋 君
総 務 課 長	細 川 正 善 君
企 画 課 長	人 見 完 至 君
町 民 課 長	五 十 嵐 満 美 君
保 健 福 祉 課 長	和 泉 康 子 君
産 業 課 長	岩 戸 真 二 君
建 設 水 道 課 長	高 野 龍 治 君
会 計 管 理 者	関 口 央 昌 君
教 育 次 長	本 間 克 昭 君
町立診療所事務長	細 川 武 彦 君
幼 児 セ ン タ ー 所 長	三 浦 卓 也 君
総 務 係 長	松 浦 亮 介 君
財 政 係 長	湯 浅 学 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 岩	豊 君
議 事 係 兼 総 務 係	澁 谷 久	美 君

開会 午前 9時52分

○**議会事務局長（白岩 豊君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員9名が出席されております。8番、山口議員につきましては、退院後自宅にて療養中のため欠席との連絡が入っております。

説明員は、町長以下15名の出席でございます。

以上です。

◎開会の宣告

○**議長（堀 清君）** ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和6年第1回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○**議長（堀 清君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（堀 清君）** 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、9番、佐藤議員、1番、工藤議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

○**議長（堀 清君）** ここで、去る2月27日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長から報告していただきます。

議会運営委員長、工藤議員、報告願います。

○**議会運営委員長（工藤澄男君）** それでは、私のほうから去る2月27日に開催しました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日3月5日から3月14日までの10日間とするものです。ただし、3月7日、8日は議事日程の都合により、また3月12日、13日は予算審査特別委員会開催のため休会いたします。

次に、議事の進行でございます。初めに、新年度予算案の取扱いをご説明申し上げます。新年度予算につきましては、各会計提案理由の説明が終わり次第全員による予算審査特別委員会を設置しまして、これに付託、審査することといたします。

次に、予算審査特別委員会での審査方法についてご説明いたします。一般会計につきましては、歳入は3款程度に分けて、歳出は款ごとに区切って質疑を行います。また、歳入及び歳出の質疑が終了後、聞き漏らしを考慮し、再度歳入歳出一括で質疑を許すものとします。ただし、質疑件数は

2件までとします。ほかの会計につきましては、歳入歳出一括で質疑を行います。質疑は一問一答で継続して行い、ほかの人に移ったときは再質疑はできないこととします。討論は本会議で行いますので、委員会では省略することとします。また、採決については全会計一括で採決する運びといたします。次に、本会議での質疑でございますが、議員全員で構成されます特別委員会で質疑を行いますので、省略します。また、討論、採決については各会計ごとに行うこととします。

次に、総括質問について説明します。総括質問は、期限までに質問希望申出のあった議員のみ行うものとし、また質問順は申出順に行うものとし、また質問方法は一問一答方式で継続して質問を行い、ほかの人に移ったときは再質問できないこととなります。また、総括質問は基本的に町長に対する質問と教育長に対する質問を分けて許可しておりますが、双方関連する質問の場合、議長が状況を見て許可するものとし、また、総括質問で質問される方は、町長に対する質問が終わりましたら、続けて教育長に対する質問を行うこととし、時間配分には十分留意の上、質問されるようお願いいたします。

それから、予算審査特別委員会と総括質問は一問一答で行いますが、一問一答でありながら一度に数項目にわたって質問する傾向が共通して見受けられます。質問項目に関連性がある場合を除き、一問一答の原則を守っていただきますようお願い申し上げます。予算審査特別委員長におかれましては、その点の配慮をいただきたいと思っております。

次に、総務文教委員会から同委員会に付託審査されておりました令和5年陳情第2号については、採択すべきとの報告がありました。本会議で採択の上、本会議中に意見書を提出する運びといたします。次に、5件上がっている陳情の取扱いについてでございますが、陳情第1号、第2号、第3号については即決で採択し、本会議中に意見書を提出する運びとします。また、陳情第4号、第5号については、所管の常任委員会に付託するものといたします。

最後に、一般質問について説明します。一般質問は一問一答方式で行いますが、質問回数は1件を3回で、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返してください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告を申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（堀 清君） これで議会運営委員長からの報告を終わります。

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月5日から3月14日までの10日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日3月5日から14日までの10日間に決定しました。

お諮りします。3月7日と3月8日は議事日程の都合により、また3月12日と3月13日は予算審査特別委員会開催のため休会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、3月7日、3月8日、3月12日、3月13日は休会することに決定しました。

### ◎日程第3 諸般の報告

○議長(堀 清君) 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和5年度、令和6年1月分例月現金出納検査結果、令和6年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会議決結果、令和6年北後志消防組合議会第1回定例会議決結果、令和6年北後志衛生施設組合議会第1回定例会議決結果、令和6年第1回後志広域連合議会定例会議決結果の5件でございます。内容については、お手元に配付した資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

### ◎日程第4 令和6年度町政執行方針並びに教育行政執行方針

○議長(堀 清君) 日程第4、令和6年度町政執行方針並びに教育行政執行方針に入ります。

最初に、令和6年度町政執行方針についてを許可いたします。

○町長(成田昭彦君) 1 はじめに

令和6年1回定例会を開催するにあたり、令和6年度の町政執行について、私の所信を申し上げます。

昨年は、長きに亘り猛威を振るってきた「新型コロナウイルス感染症」が、5類に引き下げられ、それまで様々な制約を受けていたものが、少しずつ以前のような姿を取り戻し始めました。しかしながら、社会経済活動が徐々に回復する一方で、エネルギー価格や物価高騰が町民生活や事業者の活動に多大な影響を及ぼしております。

さらに令和6年1月1日に「能登半島地震」が発生しました。犠牲になられた皆様、ご遺族の皆様に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。私も自治体の長として、災害に対する備えの重要性を痛感するとともに、町民の命と暮らしを守ることが、大きな使命の一つであると再認識いたしました。

また、昨年末、国立社会保障・人口問題研究所から2050年の将来推計人口が発表されました。それによると、26年後の本町の人口は、2020年との対比で57.4%減の1,169人とされております。人口減少問題の厳しい現実とそこから予測される地域の姿を思うと、改めて事の重大さと責任を痛感いたしました。

このように本町を取り巻く環境は、不安定で刻々と変化を続けており、将来を見通すことが大変難しい状況に置かれております。そのような中であって、私の任期も残すところ1年余りとなりましたが、ふるさと古平のたすきを未来へ繋げられるよう、町民の皆さんに寄り添いながら、更なる

発展と、住んでいて良かったと思っただけのような町にしていく所存であります。

それでは、令和6年度の主要な施策について、古平町総合指針の基本方針ごとに申し上げます。

## 2 主要施策

### 基本方針1 安心・快適に暮らせるまち

(中心拠点再生地区整備事業について)

令和元年度からの複合施設建設とその周辺を整備する一連の大型事業につきましては、令和6年度が最終年度となります。6年度につきましては、5年度に引き続き、これは(仮称)道の駅ふるびらになってございますけれども、皆さんのお手元に号外ふるびらを載せてありますけれども、先日2月29日の検討委員会で正式に名称が道の駅ふるびらたらこミュージアムに決定いたしましたので、報告させていただきます。たらこミュージアムの建設工事や150年広場の大型遊具の設置等を予定しているほか、道の駅周辺の渋滞対策で町道小学校通線に右折レーンを設ける工事も予定しております。令和7年春の開業に向けて、これらのハード面の整備を着実に進めて参ります。

一方、ソフト面である運営については、これまでも報告してきたとおり、指定管理者による管理運営を予定しており、昨年8月に「株式会社TAISHI(タイシ)」を候補者として決定したところであります。令和6年度は、同社が提案する本町の特産品を活かした独創的な運営方法、施設備品及び物販品の選定等、具体的な準備を進めて参ります。

なお、道の駅を古平町の観光の拠点とし、本町の知名度を高める取り組み等が必要であると考えておりますので、令和6年4月1日の機構改革で産業課内に観光室を設けて、課長級職員などを配置する予定であります。

(道路橋りょう等継続事業について)

令和6年度は、次の事業を実施する予定であります。

「歌棄稲荷沢線凍雪害防止事業」は、わだち掘れ等を解消し、安全な通行の確保を図る目的で、舗装の打ち替え工事320mを予定しております。

「橋りょう長寿命化事業」は、橋りょうが延命するよう補修等を行い、トータルコストの縮減を図る目的で、稲荷橋と3条橋の修繕工事を予定しております。

「河川維持事業」は、チョペタン川、冷水川、丸山川及び関口の沢川の河床掘削を予定しております。

「公営住宅等長寿命化事業」は、公営住宅の修繕コスト削減や事業量の平準化を図る目的で、清丘団地2棟4戸の解体工事と新栄団地の外壁改修工事等を予定しております。

「住宅リフォーム等支援補助事業」は、町民の再生エネルギーへの意識の高揚と安全・安心で快適な住環境の促進を図る目的で、太陽光発電システム工事、耐震改修工事及び下水道接続工事を実施した方を対象に、昨年に引き続き、補助をいたします。

「簡易水道事業」は、歌棄第1ポンプ場、歌棄第2ポンプ場及び歌棄配水池の電気設備更新実施設計と水道メーター75個の更新工事を予定しております。

「公共下水道事業」は、処理場の屋根防水工事と電気設備更新工事等を予定しております。

### 基本方針2 いきいき健やかに暮らせるまち

(地域医療の確保について)

町立診療所「海のまちクリニック」は、町民の皆さんが、住み慣れた地域で安心して医療が受けられるよう、一次医療機関としての役割を果たして参ります。また、余市町などの二次医療機関と連携を図り、患者がその症状等に合わせ、地域で継続性のある医療が受けられるようにも努めて参ります。令和6年度は、患者の利便性を考慮して、これまで月6回であったレントゲンやCTによる検査を、月8回実施することといたします。また、医療機器の老朽化は、診療に支障を来す恐れがあるため、平成15年から使用している「ベッドサイドモニター」1台と、耐用期限が迫っている「AED」1台の更新を予定しております。

(介護医療院について)

介護医療院「海のまちクリニック」は、「日常的な医学管理」と「看取りやターミナルケア」の機能に加え、入所者の生活様式に配慮し、長期療養生活を送るのにふさわしい「生活施設」としての機能充実にも努めて参ります。

また、医療・看護・介護サービスの提供が、安定して行えるよう、人材確保や離職防止対策にも努めて参ります。

(高齢者の福祉施策について)

令和6年度からスタートする「第9期古平町高齢者福祉計画」を策定するため、先般、後志広域連合が実施した「高齢者生活ニーズ調査」に合わせて、町単独でもニーズ調査を行ったところがあります。その調査結果からは、医療ニーズの高い高齢者が顕著に増加しており、訪問介護・訪問リハビリ等の「医療系介護サービス」の必要性が浮き彫りとなりました。また、医療・介護・介護予防の3つのサービスが切れ目なく、一体的に利用出来る体制の必要性も明らかになったところがあります。令和6年度は、これらの内容を反映した高齢者福祉計画に基づき、地域の医療機関や各介護事業所と連携しながら、高齢者の自立支援や重度化防止等に取り組んで参ります。

(保健対策事業について)

保健対策事業につきましては、町民一人ひとりが健康に対して関心を持つことで、病気に対する予防と重症化を防ぐことに繋がるため、令和6年度も引き続き、健診やがん検診への勧奨を積極的に行って参ります。

また、各種予防接種での新規事業としては、町単独で「带状疱疹予防接種」への費用助成を行うよう予算計上しております。この費用助成と併せて、带状疱疹の原因となる免疫機能の維持を低下させる疲労やストレスを取り除く、規則正しい生活習慣について啓発を行い、重症化を防ぐ取り組みを行って参ります。

新型コロナウイルスワクチンの接種については、この3月末で特例臨時接種が終了し、令和6年度からは、定期予防接種となります。現在、国では秋の接種に向けて、具体的な実施方法を検討しており、流行株の疫学的状況やワクチンの開発状況により方針が決定されることとなっております。本町としては、この方針を適切に踏まえ、準備を進めて参ります。

(障がい児移動支援事業について)

町は、これまで余市養護学校へ通学する生徒が利用している「移動支援事業」を古平福祉会へ委



託してきたところでありますが、令和6年から同福祉会が一部事業の縮小を行うため、委託が困難な状況となりました。対象生徒は、移動支援事業を利用しなければ、通学に支障を来します。そのため、町としては必要な事業であることから、新たな委託先として「つばめタクシー」と交渉しております。

令和6年度については、年間200日程度の通学を見込んで予算計上しております。

### 基本方針3 人を育み人を活かすまち

#### (母子保健対策事業について)

母子保健対策事業につきましては、妊娠期から子育て期に至るまでの母子の健康を総合的に支援するため、本複合施設の保健福祉課内に設置した「古平町子育て世代包括支援センター」を拠点として進めて参ります。子育て世代が安心して妊娠・出産・育児が出来るように保健師や栄養士による個別面談、助産師等による家庭訪問など、専門職による切れ目のない支援を行って参ります。

また、北後志圏域内で出産が出来る医療機関の体制確保についても、引き続き、小樽市を含めた北後志6市町村で連携して行って参ります。

#### (地域おこし協力隊について)

都市部の若者等が、移住した地域のPRや地場産品の開発等を行いながら、その地域に定住・定着することを目的とした「地域おこし協力隊」については、3人の応募者の中から1月に行った面接で、新たに2人を採用することといたしました。それぞれの協力隊は、4月1日から「地域福祉推進員」として社会福祉協議会を拠点に有償ボランティアに関する活動等を、「魅力発信推進員」としてSNSなどを活用した観光情報・特産品情報の発信等の活動をする事となっております。それらの方々の活躍によって、これまでとは違った新たな風が町内に吹いてくれるのではないかと期待しております。

今後は、既に活動している1人とともに、今回の2人の協力隊が地域に馴染みながら活動が出来るよう、関係機関等と協力しサポートして参ります。

#### (未来を担うローカルスタートアップ発掘・育成事業について)

本事業は、令和6年度から3年間を一区切りとした事業であり、1年目は委託業者と連携しながら、首都圏等からローカルビジネスに関心のある人材を確保することから始めます。3年目には、その確保した人材が設立する「まちづくり会社」が、自立・自走しながら地域課題をビジネスとして取り扱うことをサポートいたします。

事業の性質上、成否は確保する人材の質などに強く影響を受けるため、チャレンジングの要素を多分に含んでおります。地域活性化と担い手不足の解消等、私の公約の1つである「次世代につながる持続可能な町」に繋がると考え、挑戦して参ります。

#### (新規漁業就業者支援事業について)

漁業の担い手確保を目的として、令和4年度から実施している「新規漁業就業者支援事業」につきましては、現在、1人の新規者に対して支援を行っております。令和6年度は、新たに3人が就業予定であることから、漁業の担い手不足を解消し、浜の活力再生のために、引き続き、支援を行って参ります。

(子ども第三の居場所事業について)

令和6年2月1日に開所した「こどもホーム」は、同月8日にB&G財団との調印式を終え、正式に町が管理運営を行い、同財団からの助成金の交付決定もされたところであり、2月1日時点の利用登録者数は24人であり、1日当たり20人弱の子どもが通所し、宿題等の学習を行い、元気に遊んでおります。

令和6年4月からは、障がい等による支援が必要な子どもを含め、28人が登録をしたところであり、それらの子どもたちが安心して利用できる環境を整えるとともに、様々なことにチャレンジして「生きる力」を養うことが出来るよう支援して参ります。

基本方針4 産業で活気あふれるまち

(漁業の振興について)

本町の基幹産業である漁業を取り巻く環境は、磯焼けや近年の異常気象により漁獲量が減少傾向にあり、大変厳しい状況が続いております。安定かつ持続可能な漁業とするため、引き続き、種苗放流や稚魚放流の取り組み等に対して支援を行って参ります。

令和6年度は、浅海部会と協議の上、海水温の上昇により死滅したと考えられるウニ資源を回復させるために、大幅に増やす種苗購入へ助成するほか、ヒラメ稚魚やナマコ種苗の購入に対しても支援を行います。

また、海藻の成熟に必要な鉄分等の施肥材を海岸に埋設する「藻場再生試験事業」は、磯焼け対策として令和4年度から3年間の試験期間を設けて実施しております。令和6年度が最終年となります。モニタリング調査等を行い、効果を検証して参ります。

(ふるさと納税について)

令和5年度のふるさと納税の寄付状況は、2月末現在で、件数が3万6,719件、額は4億94万円と大きく増加しております。

主要因は、昨年10月以降の総務省のルール変更前に、駆け込み寄付が増加したためであると考えております。さらには、各ポータルサイトのページをリニューアルしたことや、新たな返礼品を追加したことも増加に繋がっているのではないかと分析しております。

令和6年度は、引き続き、各ポータルサイトのページ更新や新たな返礼品の追加などを行い、本町の特産品の知名度の向上に努めて参ります。また、多くの観光客が本町へ足を運び、飲食店等の地元商店を利用するよう、デジタル商品券のPRにも努めて参ります。ふるさと納税制度の本旨を十分に理解し、新基準を順守するため、返礼品の見直しなどにも適宜対応していきたいと考えております。

(農業の振興について)

昨年、地域農業の担い手となるよう地域おこし協力隊を募集したところ、1人の応募がありましたが、生活面等での条件が合わず採用には至りませんでした。令和6年度も募集を継続して参ります。

また、近年、増え続けているエゾシカやアライグマなどからの農業被害の軽減や、ヒグマの人里への出没を減らすため、引き続き、猟友会余市支部古平分区と連携を図りながら、適切に対処して

参ります。さらに、現鳥獣被害防止計画は、3月末で計画期間が終了するため、捕獲に対する今後の取り組み方針や捕獲計画頭数等を関係機関と協議・調整し、新たに「第5次古平町鳥獣被害防止計画」を策定いたします。

(商工業の振興について)

物価高騰による町民の生活支援や疲弊する地域経済の振興策として、令和6年度は、商工会が実施する「プレミアム商品券発行事業」と「飲食・小売業応援スタンプラリー事業」に対して、助成を継続いたします。

また、新規の補助事業として「創業支援事業」を創設する予定です。この事業は、新たに創業する場合や、既に事業を実施しているが事業の追加や転換をする場合に、最大で200万円の補助が受けられるものです。新たな雇用創出の促進と、町内産業の振興に寄与することなどを期待しております。

近年の商工会の財務状況は、会員数の減少や人件費の上昇等により、大変厳しい状況にあります。同会への「経営改善普及事業補助金」を見直し、同会が町内中小事業者の振興や経営支援の役割を安定的に担えるよう支援して参ります。

基本方針5 変化に負けない足腰の強いまち

(公営企業会計への移行について)

簡易水道事業及び公共下水道事業については、人口減少による料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増大により、経営状況は厳しさを増しております。令和6年4月1日からそれぞれの事業は、地方公営企業法の一部を適用し、経営状況を詳細に把握することが出来る公営企業会計へ移行します。

(関西電力株式会社との包括連携協定の締結について)

関西電力株式会社との包括連携協定については、令和6年2月22日開催の議会全員協議会において、その概要を説明いたしました。去る3月4日に同社と複合施設において、協定を締結したところであります。令和6年度については、同社と脱炭素の促進や町の遊休施設の利活用など、実施可能な連携事業について詳細な協議を進めて参ります。

なお、今回は関西電力との連携ではありますが、これからの行政運営は、1つの地方公共団体が単独で進めるのではなく、民間企業等との連携が必須であると考えているため、今後は、他社との連携の機会も模索して参ります。

(北しりべし廃棄物広域連合における基幹的設備改良工事について)

小樽市桃内の「北しりべし広域クリーンセンター」は、平成19年の供用開始から令和6年で17年目を迎えます。焼却施設及びリサイクルプラザは、設備が耐用年数を迎え老朽化が進行しつつあるため、数年前から改良工事の計画が進められて来ました。計画途中で、資材の調達困難や価格高騰の影響が発生しましたが、令和6年度から8年度までの3年間で実施出来る目途が付き、先般、6市町村分の負担額が示されたところであります。

3年間の総事業費は約75億円で、本町の負担額は約1億円。令和6年度分については2,600万円余りを予算計上しております。

(下水道広域化推進総合事業について)

北後志5町村が広域で進めている「し尿処理施設更新事業」は、原材料費の高騰、資材の調達及び人材確保の困難等により、工事の進捗が遅延している他、事業費も増大しております。

事業主体である余市町は、当初の工期末までに完成するよう、工事の分割発注や作業工程の短縮などを模索しながら進めておりますが、道内での他の大型公共事業等の影響もあり、不測の日数を要していると聞いております。これらの理由から令和5年度の負担金額は、当初に予定していた額からは減額となりますが、その分を6年度へ繰越すこととなり、さらに工事費増大に対応する分を見込み、6年度予算を計上しております。

### 3 令和6年度各会計予算について

古平町の財政は、財政規模が小さいことから、1つの要因で簡単に好転することもあれば、悪化に陥ることもある不安定な財政状況であります。今後の地方交付税の動向、複合施設等の公債費の償還及びふるさと納税の状況を勘案すると、決して余裕のある財政状況であるとは、自信を持って言い切ることは出来ません。

常に健全な財政を維持するために、令和6年度も全ての事業を分野横断的に再点検し、取捨選択を行いながら、財源配分し予算編成を行いました。

令和6年度の予算規模は、一般会計38億300万円、特別会計4億6,790万円、公営企業会計5億2,635万円、合計47億9,725万円です。

前年度と比較しますと、一般会計では、1億1,500万円減で対前年比2.9%減。特別会計と公営企業会計を合わせた総額では、9,005万円増で同1.9%増となりました。

予算の特徴としましては、一般会計の「建設事業」が、対前年比49.2%減となっております。その主な要因は、道の駅の建設事業費等が令和6年度予算に計上されなくなったためです。令和5年度の予算編成時には、6年度予算にも計上して執行する予定でありましたが、財源の関係から5年度予算に補正計上して、繰越しを行い6年度で執行することとなったためです。また、ふるびら温泉、古平小学校及び給食センター建設時に発行した過疎債の償還が終了したため、「公債費」が同16.1%減となっております。物価高による資材高騰や最低賃金の見直し等での労務単価の上昇で、「物件費」が同11.6%増となっており、令和6年度からは国の通知や人材確保のため、会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給いたしますので、「人件費」が同5.2%増となっております。

一方、歳入は町税が同4.6%減の2億386万円、地方交付税が同0.5%減の20億700万円、財源不足を補う財政調整基金などの繰入金と同18.4%減の2億1,654万円となっております。

介護保険事業特別会計が、対前年1,950万円増となっておりますが、これは介護医療院の運営経費が、およそ1,550万円増となっているためであります。

それ以外の特別会計につきましては、対前年と同規模であります。

### 4 おわりに

以上、町政運営を進めるに当たっての、私の所信の一端を述べさせていただきました。

令和6年度の町政執行にあたりましても、引き続き、町民の皆様との対話を重視するとともに、私をはじめ職員が一丸となって町民の皆さんとしっかり向き合い、ともに議論しながら、まちづく

りを進めたいと考えております。

町長就任時の初心を忘れず、町民の付託に応えることが出来るよう、引き続き、精一杯取り組む覚悟であります。

議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和6年度の町政執行方針といたします。ありがとうございます。

○議長（堀 清君） 町政執行方針を終わります。

次に、教育行政執行方針を、教育長。

○教育長（三浦史洋君） 議員の皆様には、日頃より本町の教育行政に対し、深いご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

ここでは、全体を二つに大きく分け、前半に新年度執行方針を、後半に行政報告を記載してございます。

### 第1 教育行政執行方針

令和6年古平町議会第1回定例会の開会にあたり、所管する教育行政の執行方針について申し上げます。

はじめに

少子高齢化の急速な進展による人口減少、少子化の背景となる社会・家族の変化や地域社会への影響、家族・地域のつながりの希薄化など、社会の変化には著しいものがあります。更にはウクライナ紛争をはじめとする国際情勢不安、世界的気候変動、頻発する自然災害、消費生活を直撃する急激な物価高騰など、いま正に社会経済の構造が激変する状況にあります。

このような中、次代の担い手である古平の子どもたちが真にたくましく生きていけるよう、学校、家庭、地域、行政が連携し、適切な教育施策に取り組んでまいります。

古平町が目指す子どもの姿を「新しい事、困難な事に自ら挑戦し、努力を続ける子ども」と掲げ、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体のバランスが取れた「生きる力」を育てたいと考えます。

子どもたちにとっては、良さを認められ、居心地がよく、安心できて、自信を持って活動できる学校であること。保護者にとっては、愛情を持ち親身になって子どもに接してくれ、子どもの良さを引き出し伸ばしてくれる学校であることを、追求していきます。

更には、子どもから高齢者まで誰もが生涯を通じて学び、その成果を活かす「学び」と「活動」を循環させる体制の整備に努めてまいります。第5次古平町社会教育中期計画に基づき各種事業や活動を積極的に推進します。

それでは、「古平町教育大綱」の3つの目標に沿って、それぞれの重点的な取組みを申し上げます。

#### 1 新たな社会を生きる力を育む

1点目は、確かな学力の育成です。

児童生徒一人ひとりにあったきめ細かな対応を行うため、今年度も引き続き特別支援教育支援員を小・中学校に配置して、学校教育活動の充実を図ります。

また、児童生徒の特性や学習習熟度に応じ指導を実施する「個別最適な学び」や、探求的な学びを子ども同士や地域の方と関わりながら実施する「協働的な学び」を実現していくことが求められており、一人一台端末を最大限に活用しながらその実現に向けて家庭や地域との連携を図りながら継続的に進めてまいります。

2点目は、健やかな体の育成です。

基礎体力の向上や運動に親しむ態度を育み、たくましく健康な体を持つ児童生徒を育成します。また、地場産物を使った学校給食を通して、生命の大切さ、地域の食文化、地場産業に理解を深め、自然の恵みや生産者に感謝する心を育みながら、美味しくて栄養バランスのとれた質の高い給食の提供に努め、健やかな成長を支えます。

さて、学校給食費については、食材費等の価格高騰の影響を受け、給食費単価の値上げも検討しなければならない状況でしたが、値上げはせずに不足相当分は町からの支援という形で令和6年度も据え置きとし、保護者負担の抑制を図ります。

3点目は、ふるさと教育についてです。

海浜清掃や漁協青年部の出前授業、小樽水産高校古平栽培漁業実習場による乗船体験など、海洋教育の視点からふるさととの大切さを学ぶとともに、小中9年間を通してふるさと教育の充実に努めます。

4点目は、情報モラルを含めた情報活用能力の育成です。

I C Tを活用した教育を更に推進していくとともに、各教科においてI C Tを効果的に活用するための研修等の充実に努め、社会の変化に対応できる情報技術の習得やモラルを育てていきます。

## 2 子どもの学びの環境を整える

1点目は、幼小連携についてです。就学前の幼児が小学校入学に期待感を高め、児童が自分の成長を実感できる環境づくりが重要です。小1ギャップ、小1プロブレムの解消に向けての取り組みを進めます。まずは、保育士と教職員双方が、顔見知りになること。保育・授業参観を相互に行って理解を深め、交流すること。また、行事に招待・参加するなど幼児・児童の交流を行うこと。イメージとしては急な段差をスロープに変えて円滑な幼小連携接続を促進します。

加えて、小中連携につきましても、これまでも行っていた教員の相互授業乗り入れを継続しその充実に努めます。

2点目は、学校エアコン整備についてです。

昨年夏は全国で猛暑となり、比較的涼しい北海道においても厳しい暑さを経験しました。当町でも8月の真夏日が13日間あり、8月31日には35.3℃を記録しました。気候変動による北海道の温暖化が続くであろうと判断し、児童生徒の安全な学校生活を保障するため、小、中学校の普通教室や特別教室、会議室や職員室などにエアコンを設置するための予算措置を12月定例会で議決いただき、順調に進行しております。引き続き今夏までのエアコン稼働に向けて取り組みます。

3点目は、就学援助の認定についてです。

当町では現在、準要保護世帯の認定基準を生活保護基準額の1.2倍としております。全国調査結果において基準倍率が1.2倍超え1.3倍以下の層に位置する自治体が4割を超えていることを踏まえ検

討を加えた結果、令和6年度からは倍率を1.3倍に引き上げて、昨今の物価高騰に苦しむ子育て世帯への支援を拡大します。

4点目は、教職員の働き方改革についてです。

教職員が子どもたちと向き合う時間を十分に確保できるようにするために「古平町立学校における働き方改革アクションプラン」を推進しております。現行第2期プランが終了しますので、その検証を行って第3期プランを策定し、教職員にとって学校が働きやすさと働きがいの両立する職場となるよう取り組みを進めてまいります。

5点目は、部活動の地域移行についてです。

昨年3月北海道教育委員会では「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」を策定し、令和7年度までに休日の部活動の段階的な地域移行を進めるものとして、市町村の取り組みイメージなどが示されました。これを受けて当町においても、近隣町村や関係団体と連携を図りながら検討を進めていくところです。

3 生涯を通じて学び続ける人を育む

冒頭に申し述べた社会教育中期計画に基づき事業を展開して行きます。

1点目は、古平町図書館についてです。

子どもからご年配の方まで、あらゆる年代の「生涯学習の拠点」としての機能と、図書館に行けば誰かに会える「憩いの場」としての機能を兼ね備えた施設づくりを目指して、蔵書の充実や期間展示の実施、読書週間等に合わせた各種イベントの開催などを行ってきました。今年度も町民のご意見やご要望に耳を傾けながら、充実した図書館になるよう取り組みを継続いたします。

2点目は、健幸ポイント事業についてです。

町民皆様の健康づくりへの関心を高め習慣付けするために行っている本事業は、5年度は49人のご登録をいただきました。今年度も楽しみながら健康づくりを図っていく事業として継続いたします。

3点目は、スポレク広場についてです。

古平野球スポーツ少年団などにご利用いただいている中島公園スポーツレクリエーション広場は、今年度も不陸整正や雑草除去など適切な管理を実施し、利用しやすい環境を提供します。

4点目は、芸術文化鑑賞事業についてです。

今年度は北海道出身の演歌歌手『島あきの』さんをお呼びする計画で進めていきます。多くの町民が芸術文化に触れる機会を提供してまいります。

5点目は、B&G海洋センター外壁改修についてです。

当センターは平成7年建設以来、約29年が経過しました。長寿命化を図るための外壁改修を令和6年度に実施設計、7年度に改修工事を行います。

以上、教育行政に関する基本的な考え及び重点的な取り組みについて申し述べました。

教育委員会は、総合教育会議等で町長と十分に意思疎通を図り、本町の教育の課題やあるべき姿を共有することで、効果的に教育行政を推進してまいります。

更には、教育関係者や各種団体のご協力を得ながら、「この町に住んでいてよかった。」とすべ

での町民に言っていただけるように、教育振興に全力を傾けます。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のおお一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

## 第2 行政報告

続きまして、前回定例会以降の諸般につきまして教育行政報告を申し上げます。

### 1 学校教育活動等について

はじめに、児童生徒のコロナ感染又はインフルエンザ感染に伴う学校の臨時休業については、前回報告以降、小学校、中学校ともに該当ありません。

1月25日小学校で4月に入学する令和6年度新入学児童の一日体験入学を行いました。入学予定児童は20人です。子どもたちは校舎内の各教室を見学した後、1年生と一緒に活動を行っています。給食試食会も行い、スパゲティーのおかわりをするなど入学を楽しみにしていると聞いております。

2月9日「漢字検定」が小学校を会場として行われました。児童37人が挑戦しました。漢字に関心を持ち、主体的に学習に臨む姿勢が身につくことを期待します。

高校入試が次の日程で実施されています。2月15日、私立高校A日程試験日、2月20日、私立高校B日程試験日。

今後の予定は、次のとおりです。今日、3月5日、道立高校試験日、3月18日、道立高校合格発表日。

学校エアコン整備に関しましては、設置工事入札を2月29日執行、その結果次のとおり仮契約を締結しました。

令和5年度（繰越）古平小学校エアコン設置工事、契約の相手方、株式会社福津組、請負代金額5,038万円。

令和5年度（繰越）古平中学校エアコン設置工事、契約の相手方、株式会社福津組、請負代金額9,889万円。

追加提出いたします工事請負契約締結の議案につきまして、議決のほどよろしくお願いいたします。

卒業式は、中学校が3月15日、小学校が3月19日に挙行されます。

小・中学校とも春季休業は3月25日から、入学式・始業式は4月8日となっております。

### 2 教職員人事について

3月4日に令和6年度当初の教職員人事異動が内示されました。

今後の予定は、次のとおりです。3月24日、学校管理職の人事異動報道解禁、3月25日、一般教職員の人事異動報道解禁。

### 3 学校給食について

ホクレン農業協同組合連合会と北海道漁業協同組合連合会から北海道を通じて、道産小豆や甜菜を使用したあんことホタテ貝柱フライが無償提供されました。あんこは「バナナとあんこの春巻き」として2月1日に、貝柱フライは1月29日給食に出しております。

### 4 生涯学習・スポーツについて

「二十歳を祝う会」を1月7日、複合施設大ホールで開催しました。当日は悪天候でしたがベト



ナムから来ている2人を加えた二十歳の10人が出席して、旧友と再会、談笑しておりました。二十歳の自分に向けた小学時代の手紙を開封して笑ったり懐かしんだり、交歓会はビンゴゲームで盛り上がっていました。今年から飲食を復活しております。

1月11日には、小中学生を対象とした書き初め大会を開催いたしました。小・中学生24人が力強い筆さばきで作品を完成させておりました。

1月20日には、健康教室「リラックスヨガ&リズムエクササイズ」を開催、2月10日まで全4回の日程で延べ51の方が音楽を聴きながら身体を動かして冬季間の運動不足を解消しております。

2月17日には、キロロススキーツアーを実施、42人が参加して白銀の世界を満喫いたしました。

古平町図書館はオープンして1年10か月が過ぎました。この間、多数のご来館をいただき誠にありがとうございます。図書館司書によるおはなし会を毎月行い、新年度の雑誌購入を決める「雑誌総選挙」を実施して利用促進に努めております。

なお、今年度実績は2月末日時点で図書館利用カード作成者数280人、また、蔵書数は1万4,576冊となっております。

健康づくりの一環として始めた健幸ポイント事業については、2月末日時点49の方が登録参加し、満点25ポイントを集めた方が21人も出ました。今後も事業が定着するよう進めていきます。

以上、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を今後ともお願い申し上げまして、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況及び事業概要については資料1に取りまとめましたので、後ほどご高覧ください。

○議長（堀 清君） 教育行政執行方針を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時04分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 議案第4号ないし日程第11 議案第10号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第4号 令和6年度古平町一般会計予算から日程第11、議案第10号 令和6年度古平町公共下水道事業会計予算までを一括議題とします。

初めに、議案第4号 令和6年度古平町一般会計予算について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第4号 令和6年度古平町一般会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

まずは、厚いほうの予算書3ページをお開きください。令和6年度の予算につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億300万円と定めると規定しております。

1ページめくっていただいた4ページから7ページまで第1表、歳入歳出予算として款項の区分

とその金額をお示ししております。4ページ、5ページが歳入、6ページ、7ページが歳出を掲載してございます。

また3ページに戻ってください。第2条で債務負担行為、第3条で地方債、第4条で一時借入金の最高額は5億円と規定してございます。

債務負担行為と地方債についてご説明いたしますので、8ページを御覧ください。上段、第2表で債務負担行為を示しております。令和6年度だけでなく、後年度にわたって債務を負う契約を結ぶ場合には債務負担行為を設定し、予算を担保しなければいけないこととなります。未来を担うローカル・スタートアップ発掘・育成業務委託と戸籍総合システム機器更新については、令和6年度中に契約し、実際には7年以降も支出を伴う複数年での契約となるため、7年度以降の予算を担保するため債務負担行為を設定するものでございます。

次に、第3表、地方債です。令和6年度は現時点で3億870万円の地方債、いわゆる借金を行おうと、発行しようと考えております。

それでは、予算の内容を詳しくご説明いたしますので、予算説明資料を御覧ください。薄いほうです。説明資料では、令和6年度の主な新規事業や昨年度と比較しての予算の特徴、予算編成後の財政状況などをご説明させていただきます。

それでは、3ページ御覧ください。1、各会計予算総括ということで、一般会計、今ご説明したとおり令和6年度は38億300万円と、令和5年度が39億1,800万円でありましたので、比較として1億1,500万円の減、増減率で2.9%となっております。

なお、先ほど町長の執行方針でもございましたように、6年度から簡易水道事業と公共下水道事業につきましては公営企業会計に移行いたします。

では、続いて8ページ、9ページ御覧ください。一般会計の予算38億300万円の内訳でございます。8ページ、9ページに歳出予算のほうで比較表・性質別内訳調書をつけてございます。

9ページ御覧ください。まず、1、人件費、対前年比較で3,081万5,000円の増となっております。大きな要因としましては、その下の表の一般職給与で1,531万8,000円、会計年度任用職員給与で1,677万3,000円となっております。一般職につきましては、ベースアップ、それと予算を計上する上で職員数、昨年よりも2名増で計上してございますので、この金額が増えております。会計年度任用職員の主な給与の増は、先ほどの執行方針の中にもあったとおり、令和6年度から会計年度任用職員にも勤勉手当支給いたしますので、その分増となっております。

続きまして、2、物件費、対前年7,860万5,000円増となっております。大きな要因としましては、その欄の表の中段に委託料ということで8,494万円増となっております。この委託料ですが、ゼロカーボンシティ・ふるびら推進戦略策定支援業務として2,340万円程度、未来を担うローカル・スタートアップ発掘・育成事業で1,500万円、地域おこし協力隊の活動委託で2,080万円程度増となっております。今申し上げたものにつきましては、後ほどまたその内容をご説明いたします。

続いて、3、維持補修費、対前年29万1,000円の増です。

その下、4、扶助費、対前年1,059万円の減でございます。大きな要因といたしましては、その扶助費の欄の中段辺りにある障がいサービス給付費で901万4,000円、さらには障がい児通所給付費で

881万5,000円減となっております。こちらにつきましては、実績に合わせて予算計上をしたため減っております。それと、もう一つ、児童手当781万円増となっております。児童手当につきましては、制度改正により高校生まで対象となるものがありますので、増となっております。

続いて、その下、5、補助費等で対前年2億1,391万2,000円増となっております。大きな要因としましては、右側のほうの上段御覧ください。簡易水道公営企業会計938万1,000円、下水道公営企業会計で1億5,999万2,000円、こちらにつきましては昨年度までは特別会計であって、繰出金で収支不足を計上してございましたが、今度から公営企業会計になりますので、負担金という形で出します。その分補助費の欄に計上されることとなります。

続きまして、6、建設事業費、対前年2億2,292万7,000円の減でございます。大きな要因といたしましては、中心拠点再生地区整備事業費で1,823万6,000円、観光交流センター建設事業費で2億4,230万7,000円の減となっております。5年度からの繰越しで6年度事業執行いたしますが、6年度予算には計上しないので、その分建設事業費の欄から落ちるということになって2億2,200万円程度の減となります。

続いて、7、公債費、対前年7,954万4,000円の減でございます。借金返しの公債費ですが、温泉で2,420万円、小学校建設時の借り入れたお金6,940万円、給食センターで2,000万円、その分が減となって大きな減少となっております。

続いて、積立金、対前年2,827万7,000円増となっております。ふるさと応援基金積立金で2,770万円程度の増となっております。

続いて、その下、11、繰出金、対前年1億5,390万2,000円の減となっております。大きな要因といたしましては、先ほどご説明したとおり簡易水道会計、下水道会計が負担金になりますので、繰出金から減って減となっております。

12、予備費につきましては、対前年6万3,000円ということですが。

以上、歳出38億300万円の内訳です。

同じく、今度歳入をご説明いたしますので、1ページ戻ってください。7ページです。歳入、1、町税、対前年979万5,000円の減でございます。個人町民税306万2,000円、法人町民税289万円、固定資産税331万円、それぞれ減となっているのが減要因でございます。個人と法人につきましては、実績による推計、固定資産税につきましては令和5年度に評価替えがありましたので、それに合わせた計上でございます。

続いて、その下、2から9ということで地方譲与税等、対前年3,032万7,000円の増となっております。こちらの大きな要因としましては、地方特例交付金が2,975万7,000円増となっております。これ、風車の償却資産、本来入ってくる固定資産税の部分でございますが、特例措置で減免となっております。その部分を国が全額補填してくれますので、地方特例交付金でその分を計上してございます。

続いて、10、地方交付税、対前年1,000万円の減です。普通交付税で2,000万円、特別交付税で1,000万円増を見込んでございます。こちらは、普通交付税については地方財政計画から推計したものでございます。特別交付税につきましては、地域おこし協力隊など制度を活用した場合に入ってくる

分を見越してございます。

続いて、その下、11、分担金及び負担金、対前年36万5,000円の増でございます。

続いて、12、使用料・手数料、対前年293万5,000円、大きな要因としましては真ん中辺にその他使用料とございます。172万4,000円です。こちら、第三の居場所の利用収入でございます。

続いて、13、国庫支出金、対前年2,519万7,000円の増でございます。大きな要因といたしましては、字が小さくて申し訳ないのですが、デジタル田園都市国家構想交付金で750万円、さらにはその下、エネルギー構造高度化補助金で2,372万6,000円となっております。デジタル田園都市国家のほうにつきましては、先ほど歳出で説明した未来を担うローカル・スタートアップ発掘・育成事業の財源でございます。エネルギー構造高度化につきましてがゼロカーボンシティ・ふるびら推進戦略策定支援業務委託の財源でございます。

続いて、14、道支出金、対前年975万7,000円の減でございます。これは、それぞれ積み上げた結果、このような数字になったところでございます。

続いて、右側の表の15、財産収入でございます。対前年220万9,000円の増となっております。要因としては、その下に書かれている財産売払収入でございます。そこで211万2,000円の増となっております。これは、農林水産業費で町有地の町有林伐採いたします。その伐採した売払収入でございます。

続いて、16、寄附金、対前年同額でございます。

続いて、17、繰入金、対前年4,883万円の減でございます。要因としましては、財政調整基金繰入金3,670万円の増、財調につきましては収支不足を賄うものでございます。それと、減債基金繰入金が8,000万円の減というふうになってございます。減債基金につきましては、借金の償還、借金返しの際に4億円を超えた部分について減債基金を充てることと、古平町、これまでしてきました。先ほど歳出でもご説明しましたように、公債費、来年、令和6年度、一時的に減りますので、減債基金を充てる分が少なくなったということでございます。

続いて、18、繰越金1,000円で、科目設定でございます。

続いて、19、諸収入、対前年1,604万9,000円の増となっております。大きな要因といたしましては、3行下の第三の居場所運営費助成金ということで960万円増えてございます。こちらにつきましては、B&G財団より助成金が入ってくるというものでございます。

続いて、その下、20、町債、借金でございますが、対前年1億1,370万円の減でございます。建設事業費減っているとっておりますので、それに伴い借金、起債、地方債の発行も減っているということでございます。

一旦6ページ御覧ください。6ページ下の円グラフなのでございますが、歳入の状況として地方交付税で52.9%、国庫支出金で8.8%、町債、借金で8%というような割合になってございます。毎年の状況でございますが、古平町の歳入の状況としては自主財源ではなくて、依存した依存財源の割合が7割近くになっているということをご理解ください。

それでは、24ページに飛んでください。24ページ、11、職員給与費目的別内訳調書ということで、人件費の内訳を掲載してございます。上段の表が一般会計で負担している部分で、中段からちよっ

と下、国民健康保険会計とかと書かれている部分が特別会計で負担している部分でございます。上段のほうの一般会計で負担しているところなのですが、一番左側の人数、合計70人と記載してございます。70人で予算を積算して計上してございますが、事前にご了解いただきたいのは、実際のところ令和6年4月1日の職員数、一般職のところ67と書いておりますが、62人の予定でございます。予算計上の時点では、職員を募集したりしておりました。ですが、実際のところ応募がなかったり選考の結果落としたりした関係上、67人まで増えないで、実際のところは62人です。予算上は、特別職合わせて70人で積算してございますが、実際のところは65人であるということをご理解ください。

では、続いて30ページに飛んでください。30ページ上段、13、会計年度任用職員目的別調書ということで、令和6年度の予算では14款の職員給与費と3款2項6目の第三の居場所事業費で会計年度任用職員の一般会計分の計上をしてございます。今回大きな変更点といたしましては、そこに書いているとおり報酬、期末手当、勤勉手当、社会保険料、合計という欄がございます。合計で会計年度任用職員に6,288万2,000円でございますが、令和6年度から勤勉手当を支給することになります。そのため、昨年よりも増というふうになってございます。勤勉手当につきましては、我々正職員は期末手当と勤勉手当を合わせてこれまでボーナスというふうに呼んできました。会計年度任用職員につきましては、5年度までは期末手当しか支給されておりましたが、自治法が改正され、6年度から勤勉手当も出るようになりましたので、そちら計上してございます。なお、この表では第三の居場所の部分の期末手当、勤勉手当がゼロになっておりますが、こちらは報酬に含まれておりますので、第三の居場所で勤務する会計年度につきましても期末、勤勉手当は支給されることとなります。

続いて、31ページ、普通交付税算出調書ということで、古平町の歳入の大部分を占める普通交付税でございますが、令和6年度、表の右側のほう、令和6年度予算では下から2段目を御覧ください。18億3,000万円で積算してございます。こちらにつきましては、国が示した地方財政計画、さらには令和5年度の実績、現状で分かる情報から推計いたしまして、18億3,000万円と計上してございます。

1枚めくっていただいて、32ページ御覧ください。16、起債状況調書でございます。令和6年度に発行する起債、借金の一覧表でございます。起債の種類、償還年数、交付税措置率を計上してございます。先ほども申したとおり、表の下段見てください。合計欄3億870万円ということで、欄外の参考の交付税措置額御覧ください。交付税措置のある有利な起債を発行いたしまして、実際には3億870万円借りますが、交付税措置額としては1億9,790万円、差引き1億1,080万円が古平町で実負担するということとなります。いろいろと交付税措置、そこに書かれておりますが、ならしますと交付税措置率は64.1%でございます。こちらは、元金だけの計算なので、利子を含んでいないということをご了解ください。

それでは、続いて38ページに飛んでください。38ページ、一般会計事業別建設事業費調ということで、令和6年度予算では大型事業一段落、取りあえずしておりますので、建設事業費減少してございます。科目ごとに事業を計上してございます。左側のほうの表の合計欄見てください。建設事

業は2億3,034万3,000円というふうになってございます。

続いて、42ページ御覧ください。今載せていた建設事業費を個別に特徴のあるもの、大きな金額を占めるものについてご説明いたします。まず、事業番号1、観光交流センター建設事業ということで300万円計上してございます。こちらにつきましては、事業内訳、観光交流センターの備品を購入する事業でございます。予定としては、そこに書いていますとおりおむつ交換台、ダストボックス、事務用机、ロッカー、書棚等を購入するというので300万円計上してございます。下の表、予算事業費内訳御覧ください。予算科目として、2款1項5目で備品購入費ということで300万円計上してございます。財源としては、一般財源でございます。

続いて、43ページ、事業番号2、町道小学校通線道路改良事業ということで2,783万円事業費計上してございます。事業内容といたしましては、2の部分見てください。建設する観光交流センター、道の駅ですが、車両の出口については町道小学校通線側のみ、町道小学校通線というのは焼き鳥屋のみやさん側です。そちらからしか出口がないと。そうすると、交差点のところで渋滞が発生しますので、渋滞緩和のために新たに右折専用レーンを設けるための工事でございます。事業費としては、下の表で2. 1. 5工事請負費の中に2,783万円を計上しており、財源としては過疎債2,780万円、一般財源3万円で執行する予定でございます。

続いて、47ページ御覧ください。事業番号6、元気プラザ真空式温水ヒーター更新事業ということで、1,199万円計上してございます。事業内容といたしましては、平成14年に設置した元気プラザ、21年経過してございますが、その真空式温水ヒーター、耐用年数超過しているため、今回更新するものでございます。事業費、財源の内訳としては下の表で3. 1. 3の科目、工事請負費に1,199万円、全て一般財源で実施予定でございます。

1枚めくっていただいて、48ページ御覧ください。事業番号7、クリーンセンタータイヤショベル購入事業でございます。事業費は606万1,000円です。事業内容といたしましては、導入から20年以上稼働しているクリーンセンターで使っているタイヤショベルの更新でございます。あそこのタイヤショベル、粗大ごみを破砕機に入れたりバケットに入れたりごみを埋め立てる場所を整地したりするのに使ったり、冬は除雪にも使ってございます。その更新でございます。予算科目としては、4款2項1目に備品購入費で計上しており、財源としては過疎債600万円、さらには一般財源6万1,000円で実施予定でございます。

続いて、49ページ、事業番号8、クリーンセンター破砕機修繕事業1,325万5,000円でございます。こちら、令和5年から6年度にかけて債務負担行為を設定して実施している事業であり、令和6年度の支出として1,325万5,000円を計上してございます。粗大ごみを砕いたりする破砕刃を作る事業であり、交換するものでございます。14か月程度かかりますので、令和5年度に契約してから実際に令和6年度までかかっているという状況でございます。

続いて、1枚めくっていただいて、51ページを御覧ください。事業番号10、ウニ種苗放流事業補助金、事業費285万4,000円でございます。内容といたしましては、エゾバフンウニ20ミリの人工種苗を22万3,000粒、5ミリの種苗を10万粒購入するのに補助金を出すものでございます。令和4年度は10万粒、令和5年が20万粒、令和6年度を32万3,000粒予定してございますので、こちら大幅に増

やしてございます。先ほどの執行方針でも町長が読み上げたとおりに、海水温により死滅したと思われるので、資源回復のために今年度多く増やして放流するものでございます。事業費の内訳としては、5. 3. 2に補助金として285万4,000円計上してございますが、そこに書かれているその他というのはふるさと応援基金を280万円、一般財源5万4,000円を持ち出してやるものでございます。

続いて、53ページ御覧ください。事業番号12、藻場再生試験事業補助金86万1,000円でございます。こちらでも執行方針にあったとおりに、磯焼け解消を目的として鉄分等を供給する施肥材を海岸に埋設する事業でございます。試験期間、3年間設定しておりまして、6年度が最終年となります。事業費の内訳としては、5. 3. 2に補助金として86万1,000円計上してございます。財源、町債80万円は過疎ソフトでございます。一般財源6万1,000円を実施いたします。

続いて、55ページ御覧ください。事業番号14、歌棄稲荷沢線道路改良事業でございます。事業費4,500万円でございます。こちら、まりんはうすの前から家族旅行村の入り口の前を通って山の上の福祉会につながる道路でございますが、6年度につきましては延長320メートル、現在ある舗装を8センチ撤去いたしまして、新たに12センチの舗装で打ち直しするものでございます。財源としましては、予算としましては7. 2. 3に工事請負費で4,500万円計上してございます。国補助が1,598万4,000円、過疎債2,840万円を実施する予定でございます。

1枚めくっていただいて、56ページ、事業番号15、新栄団地外壁改修事業でございます。平成12年に建設した新栄団地長寿命化を図るために外壁改修事業を行うものでございます。予算科目と財源につきましては、7. 5. 1に委託料と工事請負費、合わせて4,275万円を計上しており、国補助で1,995万8,000円、町債2,270万円、これは公営住宅建設事業債でございます。一般財源で9万2,000円を実施する予定でございます。

続いて、60ページ御覧ください。事業番号19、B & G海洋センター外壁改修事業、先ほど教育長の教育行政執行方針にもございましたとおりに1,210万円をかけます。内容としては、平成7年に建設した海洋センター長寿命化を図るために外壁を改修するものでございますが、令和6年度は実施設計、令和7年度に実際の工事に取りかかります。下の表を御覧ください。9. 6. 1の予算科目、委託料に1,210万円計上してございます。財源としましては、町債、過疎債でございますが、1,210万円を充てて実施する予定でございます。

以上が代表的な建設事業の内容です。

続いて、64ページ御覧ください。18、その他の事業の概要ということで、この64ページから70ページにかけて、その他の事業ということでソフト事業を計上してございます。こちらでも新規の特徴のある事業についてご説明いたします。64ページの一番頭御覧ください。2. 1. 1包括業務委託事業でございます。令和6年度、6,562万6,000円を計上してございます。令和5年度よりも増えてございます。こちらにつきましては、増えた要因としては公用車を運転する業務、令和5年度までは会計年度で見えておりましたが、会計年度の職員退職しましたので、包括業務委託でやっていただくということでございます。それと、包括業務委託で働いている方にも勤勉手当分を支給するために増えているということでございます。

そのページの中段よりちょっと下御覧ください。予算科目2. 1. 6でゼロカーボンシティ・ふ

るびら推進戦略策定支援業務ということで、2,372万6,000円を計上してございます。こちらについては、その横の説明の部分御覧ください。文章の一番下のところです。古平町地域エネルギービジョン等の改訂を進めるということで、これは計画を策定する事業でございます。ゼロカーボンシティ・ふるびら目指すために何をしなければいけないのか、事業選定するなどの計画を策定するための経費でございます。

続いて、その下、未来を担うローカル・スタートアップ発掘・育成事業で1,500万円、こちらは先般の議会全員協議会で説明した事業でございます。

1個飛ばして、地域おこし協力隊推進事業につきましても、先ほどの執行方針であったとおり2,080万円計上してございます。

その間に挟まれた地域交通確保対策事業2,755万1,000円でございますが、こちら右側の説明欄見てください。後志地域生活交通確保対策事業費負担金ということで、622万6,000円計上してございます。こちらは、積丹線の収支不足を負担する金額であり、その下の古平町地域公共交通活性化協議会補助金は主にコミュニティバスを運行するための経費でございます。

続いて、65ページの下から3段目、3. 1. 13灯油等購入助成事業ということで416万2,000円計上してございます。こちら今年度、6年度も引き続き福祉灯油実施するための経費でございます。

1個下の3. 2. 1児童手当支給事業でございますが、2,830万円計上してございます。対前年と比べると720万円程度増えてございますが、令和6年の12月支給分から対象児童を高校3年生まで拡大して、所得制限なしで実施するための経費でございます。

続いて、1枚めくっていただいて、66ページ、一番頭、3. 2. 7で第三の居場所運営事業ということで1,607万2,000円計上してございます。実際には、2月から第三の居場所動いておりますが、当初予算として初めてこの第三の居場所1,600万円、1年間の経費を載せてございます。

続いて、67ページの下から2段目、予防接種事業、1,246万2,000円計上してございます。対前年よりも323万8,000円程度増えてございますが、執行方針で述べさせていただいたとおり帯状疱疹についての費用助成を行いますので、その分増えてございます。

続いて、68ページ御覧ください。68ページ、下から4段目、温泉運営事業でございます。779万1,000円計上してございます。対前年よりも326万6,000円増えてございます。こちらにつきましては、後ほどの議案で温泉の指定管理者の指定の議案が出てきますが、指定管理料収支不足がこの3年間は150万円で行っていましたが、それでは足りないということで600万円に増やす予定ですので、その分増えているということでございます。

続いて、71ページ御覧ください。71ページから81ページは、主要な財政数値記載してございます。今回6年度の予算編成後の財政数値記載してございます。それについて、ポイントのみ説明させていただきます。

72ページ御覧ください。建設事業費の推移です。先ほどからご説明しているとおり、令和6年度建設事業2億3,000万円程度です。複合施設や道の駅、150年広場、実際には6年度にも事業がありますが、6年度予算には計上してございませんので、そこら辺の大型事業が終わった関係上、2億3,000万円というふうな数字になってございます。



続いて、73ページ、公債費の推移御覧ください。借金返しの推移です。令和6年度は、令和5年度よりも7,771万4,000円減となっております。先ほども説明しましたが、令和5年度末で温泉を建設したときの起債、小学校、給食センターの起債が終了して、新たに令和2年分に借りた複合施設の分の元金の償還が開始されました。その関係上、約7,800万円の対前年よりも減となっております。こちら、令和7年度からまた増加に転じて、令和9年から11年には4億9,000万円前後になる見込みでございます。昨年12月1日で開催いたしました議会全員協議会で公債費のシミュレーションでお示ししたとおりの方向性でございます。

続いて、80ページ御覧ください。基金残高の推移でございます。令和6年度予算編成後、予算に計上した財政調整基金などをそのまま繰り入れたりしたとした場合の基金残高の推移でございます。中段の表を御覧ください。令和6年度末には27億365万4,000円の基金になる見込みでございます。何にでも自由に使える財政調整基金につきましては8億5,400万円程度、減債基金については6億3,900万円程度、ふるさと応援基金については8億2,500万円程度になる見込みでございます。

続いて、81ページ、ふるさと応援寄附金の状況でございます。令和6年度につきましては、3億円を見込んで予算計上してございます。先ほども申したとおり、今年度3億円予算計上して、6年度末には8億2,577万2,000円になる見込みでございます。なお、これまでのふるさと応援基金を令和6年度予算に充当したものがその下の表でございます。6年度予算では、ふるさと応援基金を使って5,100万円分の事業に充当してございます。

以上で一般会計の令和6年度予算の提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 以上で議案第4号 令和6年度古平町一般会計予算についての提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 0時56分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号 令和6年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） 議案第5号 令和6年度古平町国民健康保険事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

説明資料のほうでご説明いたします。薄いほうの説明資料86ページ、87ページをお開きください。令和6年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,420万円で、前年度比40万円の減となっております。

歳入のほうから説明いたします。1款1項国民健康保険税6,302万4,000円で、前年度比205万2,000円の増額となっております。保険税の実績及び算定状況につきましては、この後ろのほうの90ページ、91ページに掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

3款1項他会計繰入金は4,730万5,000円で、前年度比258万4,000円の減、基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業分の減少が主な理由となっております。

2項基金繰入金でございますが、歳入の不足分を基金取崩しで賄っております。

続いて、5款諸収入226万9,000円、前年度比3万2,000円の増、こちらは歳出で計上している健康診断委託料に係る広域連合からの収入分が微増となっております。

続きまして、右のページ、歳出でございます。1款1項総務管理費1億2,345万4,000円で、前年度比37万7,000円の減でございますが、主な理由としては広域連合分賦金の減によるものでございます。

2項徴税費につきましては、需用費において少額の減額。

3項審議会費につきましては、微増となったものでございます。

3款1項償還金及び還付加算金は、前年度同額でございます。

以上で令和6年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 続いて、議案第6号 令和6年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） 議案第6号 令和6年度古平町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

こちらも予算説明資料でご説明いたします。説明資料96ページ、97ページをお開きください。令和6年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,430万円で、前年度比500万円の増となっております。

歳入のほうから説明いたします。1款1項後期高齢者医療保険料でございますが、前年度比553万8,000円増の4,222万3,000円となっております。

3款1項一般会計繰入金でございますが、前年度比63万5,000円の減で、3,057万2,000円となっております。これについては、職員給与費分及び広域連合共通経費の減額が主な理由となっております。

5款諸収入、3項受託事業収入において健康診断委託料に係る広域連合からの収入分が微増となっております。

続きまして、歳出、97ページでございます。1款1項総務管理費の697万7,000円につきましては、前年度比116万3,000円の減額、人事異動により人件費が減少したことが主な原因でございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金6,679万4,000円につきましては、広域連合の積算に基づき計上しております。前年度比612万7,000円の増額でございます。

3款諸支出金につきましては、昨年度と同額計上でございます。

以上で令和6年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 続いて、議案第7号 令和6年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） 議案第7号 令和6年度古平町介護保険サービス事業特別会計予

算について説明を申し上げます。

予算書の293ページをお開きください。令和6年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,000万円と定めるもので、前年度比1,950万円の増となっております。

予算の款、項、金額などに関しましては、第1表を次のページ、294、295ページにお示ししております。

それでは、歳入について説明いたします。306ページ、307ページをお開きください。歳入予算、1款1項介護給付費収入6,985万9,000円の計上で、前年度比504万円の減でございます。これは、4事業所で実施している5つの介護サービス事業の給付費を計上しております。

1目居宅介護サービス費等収入では、デイサービス、元気プラザでのショートステイ事業。

2目では、要支援者に対する予防プラン作成に関わる給付費でございます。

3目は、介護医療院における入所とショートステイ事業の介護給付費収入でございます。減額の大きな要因といたしましては、デイサービスと介護医療院におきまして、前年度の利用者実績の減少を踏まえ計上したものでございます。また、介護医療院では変動幅の大きな事業であるため、前年度実績見込みを90%で計上したことによる減額でございます。

1款2項自己負担金収入1,728万4,000円の計上で、自己負担を伴うサービスの3事業所、4事業分の収入でございます。

次のページ、2款1項一般会計繰入金8,241万4,000円で、前年度比2,441万6,000円の増額となっておりますが、これは4つのサービス事業所の歳入歳出調整の結果であります。詳細につきましては、後ほど歳出で説明いたします。

310ページ、3款、科目設定で1,000円。

312ページ、4款については、端数調整として44万2,000円となっております。

続きまして、歳出のご説明をいたします。1款1項居宅サービス事業費4,168万3,000円で、前年度比402万3,000円の増額で、デイサービス、ショートステイ、2事業分で、増額の大きな要因は社会福祉協議会へのデイサービス事業運営委託料の指定管理料のうち、人件費及び燃料費などの増額と、ショートステイ事業においては冷房設備の整備と利用者の増を見込み、12節の運営業務委託料を増額したことによるものでございます。

1款2項介護予防支援事業費5万6,000円で、予防プラン作成業務委託料を過去の実績と要支援認定の状況を勘案して、前年度と同額としております。

1款3項施設サービス事業費1億2,791万9,000円で、前年度比1,554万5,000円の増となっており、その大きな要因は介護医療院のスタッフ、処遇改善等としまして会計年度任用職員の勤勉手当の支給などが増額の要因となっております。

322ページ、2款1項予備費は34万2,000円でございます。

それでは、予算説明資料の107ページ、薄いほうの資料をお手元をお願いいたします。107ページでございます。4つのサービス事業所について、事業費とその財源について図式で示しております。

(1)、通所介護事業では、事業費3,737万6,000円に対し、収入不足のため一般会計より繰入れをしております。繰入金額は、前年度比453万4,000円の増となっております。大きな要因は、利用者

の減少による歳入の減少と燃料費等の物価高騰によるものでございます。

その下、(2)、短期入所生活介護事業では、事業費430万7,000円に対し、介護サービス事業費収入で355万8,000円を見込んで74万9,000円の収入不足となっております。この事業は、生活支援ハウスの職員が行っており、人件費の一部が指定管理料に含まれているため、例年は黒字となっているものでございますが、今年度は居室に冷房施設を完備することから、事業実施以来初めて赤字となる見込みでございます。

次のページに移りまして、(3)、介護予防支援事業では、事業費5万6,000円に対し、介護サービス収入等で249万1,000円を見込んで、243万5,000円の黒字ではありますが、この事業の人件費は包括支援センターの職員の業務の一環として行っているため、システム経費及び人件費につきましては一般会計で計上しているため黒字となっているものでございます。

その下、(4)、介護医療院事業では、事業費1億2,791万9,000円に対し、介護保険サービス収入等で6,392万3,000円を見込んで、6,756万5,000円の収入不足のため、一般会計から繰入れしております。繰入金額は、前年度比1,911万4,000円の増となっております。大きな要因は、歳出でもご説明いたしましたが、収入の減少と人件費及び物価高騰による経費の増額によるものです。

以上のことによりまして、一般会計繰入金のいわゆる赤字補填は、3事業の収入不足額から予防ケアプラン事業の黒字分を差し引いた8,241万4,000円を一般会計から繰入れするものです。4事業所が実施する介護サービス会計としましては、前年度比、一般会計繰入金2,441万6,000円の増となっております。

以上で令和6年度古平町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(堀 清君) 続いて、議案第8号 令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計予算の説明を求めます。

○町立診療所事務長(細川武彦君) 議案第8号 令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書339ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,940万円と定めるもので、前年度比40万円の減となっております。

予算の款、項、金額などに関しましては、第1表、歳入歳出予算を340ページ、341ページにお示ししております。

それでは、歳入からご説明いたします。予算説明資料112ページをお開きください。1款診療収入、1項保険診療収入2,947万円の計上で、前年度比74万3,000円の増となっております。

2項保険外診療収入17万5,000円の計上で、3万5,000円の減となっております。ともに過去3年度分の実績により推計し、合わせて70万8,000円の増となっております。

2款介護サービス収入、1項介護給付費収入、2項一部負担金収入、ともに1,000円の計上で、前年度と同様であります。こちらは、居宅療養管理指導などの介護サービスを実施した場合の科目設定でございます。

3款使用料及び手数料、1項使用料291万5,000円の計上で、前年比4万8,000円の増となっております。

ます。

2 項手数料32万2,000円の計上で、前年度比4,000円の増となっております。過去4年度分の実績により推計し、合わせて5万2,000円の増となっております。

4 款繰入金、1 項繰入金6,593万5,000円の計上で、前年度比166万5,000円の減となっております。これは、診療所運営事業の赤字補填分を一般会計から繰入れするもので、詳細については歳出でご説明いたします。

5 款諸収入、1 項雑入については1,000円計上しております。

6 款道支出金、1 項道補助金58万円の計上で、こちらは平成15年から使用しているベッドサイドモニターを更新する費用116万円に対し、医療施設等設備整備費として2分の1の補助を受けるものであります。

続きまして、歳出について説明いたします。1 款総務費、1 項総務管理費8,980万5,000円の計上で、前年度比70万6,000円の増となっております。人件費及び燃料、光熱費はそれぞれ約140万円増となっておりますが、委託料が約500万円の減となっております。こちらは、令和5年度に電子カルテ更新のため790万円程度計上していたことが主な理由です。また、その他について約300万円の増となっております。こちらは、医用画像情報システム使用料として約120万円、備品購入費として歳入で説明したベッドサイドモニターの更新のほか、AEDの更新、ビデオ喉頭鏡の購入のため約80万円計上していることが主な理由です。

また、特別会計に移行したことより令和6年度から消費税を納付しなければいけないため、公課費にその費用63万3,000円を計上しております。

2 款診療事業費、1 項診療費905万5,000円の計上で、前年度比107万9,000円の減となっております。主な要因は、医薬材料費は約50万円増となっておりますが、令和5年度に備品購入費として143万円計上していたことによります。

3 款予備費、1 項予備費54万円計上しております。

113ページの下の図を御覧ください。診療所事業費とその財源について図で示しております。総事業費9,940万円に対し、診療収入などの収入3,346万5,000円を差し引いた歳入不足分の6,595万5,000円を一般会計から繰入れするものです。前年度比166万5,000円の減となっております。

以上で令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 続いて、議案第9号 令和6年度古平町簡易水道事業会計予算の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） 議案第9号 令和6年度古平町簡易水道事業会計予算の説明を申し上げます。

別冊の公営企業会計予算書、3ページをお開きください。簡易水道事業は、令和6年度が公営企業会計の初年度となりますので、例年より少々お時間をいただきまして、説明を申し上げます。

それでは、早速説明します。まず、第1条につきましては、総則でございます。

第2条では、業務の予定量で、年間総給水量、主な建設改良事業費を定めております。

第3条では、収益的収入及び支出について定めておりました、括弧書きにつきましては営業費用の委託費340万円の財源に充てる企業債340万円を借り入れる旨定めております。

収入の総額につきましては、第1款事業収益1億9,553万5,000円、内訳としましては第1項営業収益、第2項営業外収益となっています。

支出総額につきましては、第1款事業費用1億8,084万6,000円、内訳につきましては第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失、第4項予備費となっております。

第4条では、資本的収入及び支出について定めております。

収入の総額につきましては、第1款資本的収入1億8,591万3,000円、内訳につきましては第1項企業債、第2項補助金、第3項他会計負担金、第4項基金取崩収入となっております。

支出総額につきましては、第1款資本的支出3,558万7,000円、内訳につきましては第1項建設改良費、第2項企業債償還金となっております。

第4条の2では、特例的収入及び支出で、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額、それぞれ370万円及び710万円でございます。これにつきましては、法適用以前に発生した債権や債務は法の適用する年度に整理することとなっているためでございます。それぞれの金額を計上しているものでございます。なお、未収金は3月31日までに収入することができない水道料金など、未払金につきましては3月31日までに支出済みとならない施設管理の委託料などとなっております。

第5条では、企業債で、起債の目的や限度額を定めております。

第6条では、一時借入金で、その限度額を定めております。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用で、同一款内の各項間の流用はできる旨定めております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費ということで、職員給与費がそれに当たる旨定めております。

次に、予算の実施計画について説明します。8ページ、9ページをお開きください。ここでは、収益的収入及び支出と資本的収入、支出の各項目の主なものについて説明いたします。なお、これから説明する事項につきましては、18ページ以降の予算明細書にも掲載しておりますので、申し添えます。

それでは、8ページ、収益的収入から説明いたします。1款1項1目給水収益8,700万3,000円、水道料金が計上されております。

同項2目受託事業収益712万円、消火栓更新工事料などが計上されております。

同項3目その他営業収益68万1,000円、下水道使用料賦課徴収受託料などがここで計上されております。

飛ばしまして、1款2項2目加入金3万9,000円、施設加入負担金がここで計上されております。

同項3目長期前受金戻入9,938万2,000円、これにつきましては減価償却に対し国庫補助金などを収益したとして計上するものでございまして、実際には収入のない収益を計上することとなっております。

飛ばしまして、同項 5 目他会計負担金130万8,000円、企業債償還利子に対する一般会計の負担で  
ございます。

次に、収益的支出でございます。1 款 1 項 1 目原水及び浄水費3,405万6,000円、浄水施設の維持  
管理費が計上されております。

同項 2 目配水及び給水費425万4,000円、配水施設の維持管理費が計上されております。

同項 3 目受託事業費712万円、消火栓工事などを受託して発注する費用が計上されております。

同項 4 目総係費1,774万4,000円、会計の運営に伴う職員人件費、公営企業会計支援業務などが計  
上されております。

同項 5 目減価償却費 1 億463万3,000円、この減価償却費は実際に支出のない費用でございますが、  
この費用を計上することとなっております。

1 款 2 項 1 目支払利息及び企業債取扱諸費238万7,000円、企業債利子がここで計上されておりま  
す。

同項 2 目消費税及び地方消費税350万円、令和 6 年度発生の消費税納付金が計上されております。

1 款 3 項 1 目その他特別損失415万2,000円、令和 5 年12月から令和 6 年 3 月発生の期末、勤勉手  
当に要する費用、それと令和 5 年度発生の消費税納付金が計上されております。

1 款 4 項 1 目予備費300万円の計上となっております。

次のページ、資本的収入です。1 款 1 項 1 目建設改良等企業債980万円、施設更新の実施設計の財  
源として発行される企業債でございます。

1 款 2 項 1 目国庫補助金490万円、施設更新実施設計の財源として計上されているものでございま  
す。

1 款 3 項 1 目他会計負担金817万3,000円、企業債元金に対する一般会計の負担が計上されており  
ます。

1 款 4 項 1 目基金取崩収入 1 億6,304万円、簡易水道財政調整基金の廃止に伴う収入がここで計上  
されております。

次に、資本的支出です。1 款 1 項建設改良費1,924万円、施設更新、実施設計、量水器更新工事な  
どが計上されております。

1 款 2 項 1 目建設改良等企業債償還金1,634万7,000円、企業債償還元金が計上されております。

次に、10ページ、予定キャッシュ・フロー計算書でございます。このページにつきましては、  
1 年間の実際のお金を表したもので、事業の経営状況の実態を表しています。支出より収入が多け  
ればよいとのございます。

上から 1、業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、収益的収支のお金の流れで、収  
支は 2 番の 1 行上、2,360万円強のプラスでございます。

2、投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、資本的収支の建設改良費のお金の流れ  
で、収支は 3 番の 1 行上、1 億5,760万円強のプラスでございます。

3、財務活動によるキャッシュ・フローについては、資本的収支の企業債収入と企業債償還元金  
のお金の流れでございます。収支は、下から 4 行目、310万円強のマイナスでございます。

下から3行目、資金増加額につきましては、1、業務活動、2、投資活動、3、財務活動の総計で1億7,820万円強のプラスでございます。

下から2行目、資金期首残高につきましては年度当初の資金を表し、その下の資金期末残高は年度末の資金を表します。年度末では、1億8,160万円強のプラスであり、問題のない状況となっております。

次の11ページ、12ページは、給与明細書で2名分の職員給与費が計上されております。

次に、13ページ、予定貸借対照表です。これは、決算時で保有している資産を表すもので、令和6年度末時点を表しております。

それでは、順に説明いたします。上から資本の部、1、固定資産については建設改良等で得た資本から減価償却された後の額が計上され、2、流動資産は1年以内に動きのある資産を表し、現金預金や未収金が計上され、資本合計としまして資本の最下段、12億70万円強。

負債の部につきましては3、固定負債については建設改良の財源に充てられた企業債の残高が計上され、4、流動負債は1年以内に動きのある負債を表し、企業債は令和7年度企業債償還元金見込額が記載されております。未払金は、令和6年度中に支払い済みとしない額が計上、引当金については賞与引当金が計上されております。5、繰延収益につきましては、保有資産に対する国庫補助金等の収益分を長期前受金として計上するものでございます。負債合計は、負債部の最下段、12億190万円強。

資本の部につきましては、6、資本金は資本の合計から負債合計と剰余金合計を差し引いた額が計上されております。7、剰余金につきましては、資本剰余金の他会計補助金については、他会計から譲り受けた資本、ここでは1番の固定資産の土地の額が計上されております。利益剰余金の当年度未処理剰余金は、令和6年度中の予定損益計算書から算出された額が計上されております。資本の合計は、下から2行目、1億7,870万円強。

負債と資本の合計は、資本の最下段、12億70万円強となり、資産の合計の数値と一致するものでございます。

14ページについては、これも貸借対照表で令和6年度当初時点を表したものでございます。先ほどの13ページの説明と重複する部分がありますので、説明は割愛させていただきます。

15ページは、13ページ、14ページの貸借対照表の注記書きでございます。

17ページ以降につきましては、参考資料として予算明細書を掲載しております。

以上で令和6年度古平町簡易水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 続いて、議案第10号 令和6年度古平町公共下水道事業会計予算の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） 議案第10号 令和6年度古平町公共下水道事業会計予算の説明を申し上げます。

同じく公営企業会計予算の27ページをお開きください。先ほどの簡易水道事業と説明が重複する部分もありますが、聞き逃しているところもあるかと思っておりますので、説明が重複する部分について



も説明申し上げたいと思います。

第1条につきましては、総則でございます。

第2条では、業務の予定量で、年間総排水量、主な建設改良事業費を定めてございます。

第3条では、収益的収入及び支出について定めておりまして、括弧書きについては営業費用の委託費300万円の財源に充てる企業債300万円を借りる旨定めてございます。

収入の総額につきましては、第1款事業収益1億8,965万2,000円、内訳は第1項営業収益、第2項営業外収益となっております。

支出の総額につきましては、第1款事業費用1億8,402万6,000円、内訳につきましては第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失、第4項予備費となっております。

第4条では、資本的収入及び支出について定めております。括弧書きについては、資本的収入が資本的支出に対し不足する1,916万9,000円は当該年度分損益勘定留保資金1,916万9,000円で補填する旨定めております。これにつきましては、次のページの資本的収入と支出の収支で1,916万9,000円が不足する結果となっております。その不足は、収益的収入と支出で生じた留保資金から補填するというところでございます。

28ページの収入の説明でございます。収入の総額につきましては、第1款資本的収入1億672万7,000円、内訳は第1項企業債、第2項他会計補助金、第3項補助金、第4項負担金等、第5項基金取崩収入となっております。

支出総額につきましては、第1款資本的支出1億2,589万6,000円、内訳は第1項建設改良費、第2項企業債償還金となっております。

第4条の2では、特例的収入及び支出で、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ300万円、400万円ということでございます。これは、法の適用以前に発生した債権や債務は法の適用する年度に整理することとなっているためでございます。それぞれの金額を計上しているものです。なお、未収金は3月31日までに収入することができない下水道使用料などで、未払金につきましては3月31日までに支出済みとならない施設管理委託料などとなっております。

第5条では、企業債の起債の目的や限度額を定めております。

第6条では、一時借入金で、その限度額を定めております。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用で、同一款内の各項間の流用はできる旨定めてございます。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費で、職員給与費がそれに当たる旨定めております。

第9条では、他会計からの補助金で、一般会計からの補助を受ける金額を定めております。

次に、予算の実施計画について説明します。32、33ページをお開きください。ここでは、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の各項の主なものについて説明します。なお、これから説明する事項は、42ページ以降の予算明細書にも掲載しているので、申し添えます。

それでは、32ページ、収益的収入からです。1款1項1目下水道使用料3,140万7,000円が計上さ

れております。

同項2目その他営業収益5万1,000円、各種手数料が計上されております。

飛ばしまして、1款2項1目他会計補助金2,400万円、一般会計からの補助金で赤字を補填する分が計上されております。

同項3目他会計負担金5,302万6,000円、一般会計の負担が計上されております。

なお、先ほどの他会計補助金と今の他会計負担金の違いについては、他会計補助金は赤字や不足分の補填する費用、他会計負担金は繰出し基準のルールに基づいた費用となっております。

同項4目補助金310万円、計画策定費の財源となる国庫補助金が計上されております。

同項5目長期前受金戻入7,806万6,000円、ここにつきましては減価償却費に対し国庫補助金などを収益したとして計上するもので、実際に収入のない収益を計上することとなっています。

次に、収益的支出です。1款1項1目管きよ費502万9,000円、管きよの維持管理経費が計上されております。

同項2目ポンプ場費477万2,000円、ポンプ場の維持管理経費が計上されております。

同項3目処理場費3,640万7,000円、処理場の維持管理経費が計上されております。

同項4目総係費2,696万3,000円、会計の運用に伴う職員人件費、公営企業会計支援業務などが計上されております。

同項5目減価償却費9,553万1,000円、減価償却費は実際に支出のない費用ですが、この費用を計上することとなっております。

1款2項1目支払利息及び企業債取扱諸費1,027万5,000円、企業債償還利子が計上されております。

同項2目消費税及び地方消費税250万円、令和6年度発生の消費税納付金が計上されております。

1款3項1目その他特別損失154万5,000円、令和5年12月から令和6年3月発生の期末、勤勉手当、令和5年度発生の消費税納付金などが計上されております。

1款4項1目予備費100万4,000円の計上となっております。

次の資本的収入でございます。1款1項1目建設改良等企業債660万円、施設更新の財源として発行される企業債でございます。

1款2項1目他会計補助金8,187万2,000円、資本的収支の不足を補填する一般会計からの補助金が計上されております。

1款3項1目国庫補助金660万円、施設更新の財源が計上されております。

1款4項1目他会計負担金109万4,000円、特別措置分の企業債元金に対する一般会計の負担分が計上されております。

飛ばしまして、1款5項1目基金取崩収入1,056万円、下水道建設基金の廃止に伴う収入がここで計上されております。

次は、資本的支出です。1款1項1目建設改良費1,462万円、施設更新工事などが計上されております。

1款2項1目建設改良等企業債償還金1億1,127万6,000円、企業債償還元金が計上されております。

す。

次に、34ページ、予定キャッシュ・フロー計算書です。これは、1年間の実際のお金を表したもので、事業の経営状況の実態を表しております。支出より収入が多ければよいとのことでございます。

1、業務活動によるキャッシュ・フローについては、収益的収支のお金の流れで、収支は2番の1行上、2,810万円強のプラス。

2、投資活動によるキャッシュ・フローについては、資本的収支の建設改良費のお金の流れで、収支は3番の1行上、8,400万円強のプラス。

3、財務活動によるキャッシュ・フローについては、資本的収支の企業債収入と企業債償還元金のお金の流れで、収支は、下から4行目、1億160万円強のマイナス。

下から3行目、資金増加額につきましては、1、業務活動、2、投資活動、3、財務活動の総計で1,056万円強のプラスでございます。

下から2行目、資金期首残高については年度当初の資金を表し、その下、資金期末残高は年度末の資金を表しております。年度末では、1,150万円強のプラスであり、問題のない状況でございます。

次の35、36ページは、給与明細書で2名分の職員給与費が計上されております。

次に、37ページ、予定貸借対照表でございます。これは、決算時点で保有している資産を表したもので、令和6年度末を表しております。

それでは、順に説明します。資産の部、1、固定資産につきましては建設改良で得た資金から減価償却された後の額が計上され、2、流動資産は1年以内に動きのある資産を表し、現金預金や未収金が計上され、資産の合計は資産の部最下段、30億1,300万円強。

負債の部、3、固定負債については建設改良等の財源に充てる企業債の残高が計上され、4、流動負債は1年以内に動きのある負債を表し、企業債は令和7年度企業債元金償還見込額が、未払金は令和6年度中に支払い済みとならない額が計上、引当金は賞与引当金が計上されております。5、繰延収益につきましては、保有資産に対する国庫補助金等の収益を長期前受金として計上するものでございまして、負債の合計は負債の部最下段、27億1,250万円強。

資本の部、6、資本金は資本の合計から負債合計と剰余金合計を差し引いた額が計上されております。7、剰余金につきましては、資本剰余金のイ、受贈財産評価額は一般会計から譲り受けた資本、ロ、負担金等は北海道から譲り受けた資本が計上されております。これは、1、固定資産の土地の額の内数で計上されております。利益剰余金の当年度未処理剰余金は、令和6年度中の予定損益計算書から算出された額が計上されております。資本合計は、下から2行目、3億40万円強。

負債と資本の合計は、資本の部最下段、30億1,300万円強となり、資産合計の数値と一致するものでございます。

38ページについては、これも予定貸借対照表で令和6年度当初時点を表したものでございます。37ページの先ほどの貸借対照表と説明が重複しますので、ここにつきましては割愛させていただきます。

39ページは、37ページ、38ページの貸借対照表の注記表です。

41ページ以降につきましては、参考資料として予算明細書を掲載しております。

以上で令和6年度古平町公共下水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 以上で日程第5、議案第4号 令和6年度古平町一般会計予算から日程第11、議案第10号 令和6年度古平町公共下水道事業会計予算までの説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時02分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本件につきましては、例年全員で構成する予算審査特別委員会を設置して審査しているところでございます。

お諮りします。本件は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第10号までは、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時11分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程第12 議案第11号

○議長（堀 清君） 日程第12、議案第11号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第11号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第10号）について提案理由の説明をいたします。

議案書1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億433万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億7,469万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。議案の2ページ、3ページが歳入、4ページ、5ページが歳出でございます。

また1ページに戻ってください。今回の補正予算では、第2条で繰越明許費、第3条で債務負担行為、第4条で地方債を補正すると規定しております。

内容をご説明しますので、6ページ御覧ください。まず、第2表の繰越明許費です。地方自治法213条第1項では、年度内に支出が終わらない見込みがある予算については、議会の議決を経て翌年度に繰り越して使用できると規定しております。

第2表を御覧ください。まず、2款総務費、1項総務管理費、用地購入事業として100万円繰越し計上しております。こちらにつきましては、昨年6月の第2回定例会で公用車のスペース等を確保するために本複合施設の裏側、坂を下った下のところの用地を購入するとして補正予算計上させていただきましたが、相続に手間取っておりまして、まだ古平町が買収できておりません。もう少しで相続が終わると聞いておりますので、令和6年度に繰り越して使用するものでございます。

続いて、同じく2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理事業でございます。昨年12月の第4回定例会、さらにはこの後出てくる補正で住民基本台帳法の改正により、国の通知に従いまして住基システムの改修事業を行います。そちらも年度内に事業が完了しないことから、令和6年度に繰り越して使用したいというものでございます。

その下、3款民生費、2項児童福祉費、幼児センターエアコン設置事業、さらには2つ飛ばしまして、9款教育費、2項小学校費、小学校エアコン設置事業、さらにはその下、同じく9款3項中学校費、中学校エアコン設置事業でございますが、幼小中のエアコンの設置事業でございます。夏までに設置するため、さらには小中につきましては国の補助金の関係上、令和5年度中に契約して令和6年度早々事業を執行して夏までに事業を終わらせる必要がございますので、令和5年度予算に計上いたしました、その6年度への繰越し事業でございます。

3つ戻って、4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナワクチン接種事業でございます。2万6,000円と金額は小さいものでありますが、コロナワクチン、令和6年3月末までが国が市町村に補助金を出してのワクチン事業でございます。3月末で終了いたします。しかし、残務整理で国保連合会の支払い請求事務の手数料がどうしても令和6年度中になってしまうものがございますので、その繰越しでございます。

1個下がります、4款衛生費、2項清掃費、下水道広域化推進総合事業でございます。下水のMICS事業財源の関係上、令和6年度に繰り越して行う事業でございます。

続きまして、その下、第3表、債務負担行為補正でございます。2本計上させていただいております。後ほどの指定管理者の指定の議案が上程されますが、その古平町漁村研修施設の指定管理、いわゆる漁港会館の指定管理、さらには古平町温泉保養センターの指定管理、温泉の指定管理でございます。これ、令和6年4月1日からの指定管理を予定してございますが、令和5年度中に契約を結ぶ必要がございますので、今回債務負担行為として追加させていただくものでございます。

続いて、7ページ、第4表、地方債補正でございます。起債の目的に書かれているそれぞれの事業において事業費が確定しましたので、それに合わせて起債の金額を変更するものでございます。

特徴といたしましては、下から3段目と2段目です。小学校冷房設備設置事業債として4,160万円、中学校冷房設備設置事業債として8,720万円、小中学校のエアコン設置事業に対しまして起債を発行できるということになったところでございます。

以上で第1表から第4表までが地方自治法で定められた議会での議決事項であります。

それでは、第1表の具体的な内容を説明いたしますので、別冊の議案第11号説明資料を御覧ください。歳出から説明いたしますので、まずは8ページ、9ページをお開きください。予算科目の款、項の項ごとに主な補正の内容を説明いたします。なお、今回は年度末の3月の補正でございますので、説明欄に記載されている項目で特段の説明がなかった事項は決算見込みに合わせた整理補正であるご理解ください。

それでは、まず8ページ上段です。1款議会費、1項議会費、既定の予算から68万2,000円を減額し、4,154万2,000円とするものでございます。こちらは、議員期末手当決算見込みによる減額でございます。

続いて、2款総務費、1項総務管理費、既定の予算から1,861万2,000円を減額し、12億1,609万1,000円とするものでございます。主な補正の内容といたしましては、9ページ御覧ください。まず、印刷製本費で102万3,000円計上してございます。こちらは、先般の議会全員協議会でご説明した続古平町史年表の印刷製本費でございます。2つ下、町有建物除排雪委託料ということで414万2,000円増額補正させていただいてございます。町有施設の除排雪、道路ではなくて町有施設でございますが、除雪場所が令和4年度、令和5年度の今シーズン、除雪場所が2つ昨年よりも増えてございます。1つが本複合施設の前の駐車場でございます。去年は、2月1日からの供用開始であったため、シーズン残り少なかったことから会計年度の公用車担当の職員が自前で除雪しておりましたが、今シーズンからは委託いたしました。それと、もう一つ、幼児センターの駐車場、1つ増やしましたので、そちらの除雪場所が増えてございます。2か所、除雪場所が増えたことにより、出勤回数も増となった関係上、増額補正させていただいております。続いて、2つ下、地域おこし協力隊活動委託料でございますが、1,092万円減額でございます。予算上は、3名を見込んで計上しておりましたが、実際には1名だったことから減額するものでございます。さらに、2つ下、同じく移住支援交付金でございます。300万円の減です。予算上は、1名見越して予算計上しておりましたが、実際にはいなかったためゼロ名だったことから減額するものでございます。

続いて、項が替わりまして、同じ款の3項戸籍住民基本台帳費です。既定の予算に264万円増額いたしましたして、1,640万8,000円とするものでございます。内容としては、住基システムの改修業務委託料と戸籍付票システム改修業務委託料でそれぞれ44万円、220万円を計上してございます。こちらの事業、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記などのためにシステム改修するものでございます。なお、こちらの事業につきましては、全額国の10割補助で実施するものでございます。

続きまして、4項選挙費、既定の予算から765万2,000円を減額して、638万3,000円とするものでございます。内容といたしましては、選挙管理委員会委員報酬3,000円と少額の補正でございますが、選挙管理委員が12月に変更になった関係上、報酬を日割りを出して、その端数調整の関係上、3,000円増額させていただくものでございます。その下の古平町議会議員選挙費につきましては、決算見

込みによる公費負担を計上していた分を無投票だったことから、実績に合わせて減額するものでございます。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、既定の予算から3,968万円を減額し、7億1,438万4,000円とするものでございます。こちら、大変見づらくなっておりますが、9ページから11ページにつながっております。見づらくて大変申し訳ございません。こちらの3款の補正といたしましては、11ページでございます。11ページの8目介護保険費の欄の介護保険サービス事業特別会計繰出金で192万円増額してございます。こちら、介護医療院で1月の初めにコロナのクラスターが発生いたしました。それに伴って、後ほど介護保険サービス会計の補正でも出てきますが、消耗品と衛生品を予想以上に購入したこと、さらにはコロナのクラスターでショートステイ、入居を止めたことによって、一般会計からの持ち出しが増えたものでございます。続いて、その2つ下、北しりべし相談支援事業委託料50万3,000円追加してございます。こちら先般の議会全員協議会でご説明した相談支援事業消費税の追加分でございます。

続いて、項が替わりまして、同じ3款2項児童福祉費でございます。既定の予算に203万1,000円を追加し、6,653万5,000円とするものでございます。主な補正の内容といたしましては、4目の子ども・子育て支援事業費、一期倶楽部運営事業助成金でございます。66万2,000円追加しておりますが、こちら1月末で一期倶楽部閉所してございます。新たに2月から第三の居場所に移行したわけですが、1月末で閉所した関係上、国、道からの補助金が当初の想定よりも少なくなったと。その分、町の持ち出しが増えたということでございます。

続いて、4款衛生費、1項保健衛生費、既定の予算から1,970万8,000円を減額し、1億461万8,000円とするものでございます。主な補正の内容といたしましては、1目の保健衛生総務費です。診療所運営事業特別会計繰出金で1,517万円を減額してございます。こちら、後ほど診療所会計でも出てきますが、診療報酬、予防接種での手数料の増で収入が増えた関係上、減額となっております。

さらに、1枚めくっていただいて、項が替わりまして、同じ4款2項清掃費でございます。既定の予算から17万7,000円減額し、1億9,458万9,000円とするものでございます。こちら、補正の内容としては下水道広域化推進総合事業負担金として17万7,000円減額しております。下水道のM I C S事業、余市町への負担金額の整理でございます。

続いて、5款農林水産費、2項林業費、既定の予算から534万2,000円を減額し、482万円とするものでございます。補正の主な内容としては、森林環境保全整備事業委託料、これ事業費が確定しましたので、それに合わせる減額でございます。

続いて、6款商工費、1項商工費、既定の予算に500万円を追加し、2億9,421万7,000円とするものでございます。内容といたしましては、温泉施設への指定管理料、当初150万円で収支不足協定を締結してございましたが、不測の事態が発生したこと、つまりは物価高騰、さらには施設がだんだんと年数たってきておりまして、小修繕が増えてございます。そういう関係上、指定管理者150万円の収支不足の補填ではなかなか厳しいものがございまして、500万円を追加し、650万円とするものでございます。

続いて、7款土木費、2項道路橋りょう費、既定の予算から3,043万8,000円を減額し、1億4,265

万9,000円とするものでございます。内訳、補正の主な内容といたしましては、歌棄稲荷沢線道路改良事業、さらには橋りょう長寿命化事業につきまして、事業費確定、決算見込み確定しましたので、それに合わせて減額するものでございます。

続いて、同じく7款4項都市計画費、既定の予算から111万4,000円を減額し、1億5,338万3,000円とするものでございます。こちらは、後ほど出てくる下水道会計の補正に伴う繰出金の整理でございます。

続いて、同じく7款5項住宅費、既定の予算から135万1,000円を減額し、2,949万円とするものでございます。こちらも見づらくて申し訳ありませんが、次のページにも続いてございます。新栄団地の外壁改修の実施設計と公営住宅の除却工事、こちら決算見込み、事業費確定しましたので、それに合わせて減額するものでございます。

続いて、9款教育費、2項小学校費、さらには3項中学校費でございます。補正額はゼロでございますが、先ほどから何度か説明しているとおり、エアコンの設置に対して国の補助、さらには地方債がついたため、それに合わせて財源更正をするものでございます。国補助と地方債を増額し、当初予定していたふるさと納税を財源として充てるのを減額するものでございます。

続いて、同じく9款4項学校総合給食運営費、既定の予算に65万7,000円を追加し、1,533万8,000円とするものでございます。補正の内容としては、賄材料費、物価高騰に伴い給食の食材の単価増で足りなくなった分を給食費には転嫁せず、一般会計から補填するものでございます。

続いて、同じく9款教育費、6項保健体育費、既定の予算から250万3,000円を減額し、4,110万9,000円とするものでございます。こちら、主な補正の内容といたしましては、子ども第三の居場所の工事費と備品購入費、事業費が確定しましたので、減額するものでございます。

続いて、12款諸支出金、1項基金費、既定の予算に1,260万1,000円を追加し、2億7,112万1,000円とするものでございます。積立金として減債基金積立金、将来の借金返しに備え1,260万円積立てするもの、さらには医療・福祉施設等事業運営基金積立金でございますが、1,000円という少額の補正でございます。こちら、当初予算に計上を失念していたため、今回計上させていただくものでございます。

それでは、歳入に戻っていただいて、2ページ、3ページ御覧ください。2ページ、9款地方特例交付金、1項地方特例交付金でございます。既定の予算に3,408万6,000円を追加し、3,518万6,000円とするものでございます。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として3,400万円程度計上させていただいております。こちら、午前中の令和6年度の一般会計の当初予算でも説明させていただきましたが、令和2年度の地方税の改正に伴って先端設備への固定資産税の特例措置、いわゆる減免が行われております。古平町では、風車4基に対して減免されていると。その分を国が全額補填してくれるということで、3,400万円程度計上させていただくものでございます。

続いて、10款地方交付税、1項地方交付税、既定の予算に2,342万7,000円を追加し、20億8,131万7,000円とするものでございます。普通交付税を2,342万7,000円増額補正するものでございます。国の補正により増額されることとなりました。それで、再算定した結果、2,342万7,000円増額とな



ったところでございます。

続いて、13款国庫支出金、1項国庫負担金、既定の予算から1,154万4,000円を減額し、2億851万2,000円とするものでございます。こちらの内容につきましては、歳出の事業費確定に伴う国庫負担額の確定でございます。

続いて、同じく13款2項国庫補助金、既定の予算に3,071万1,000円を追加し、4億8,224万4,000円とするものでございます。こちらの国庫補助金につきましても、同じく歳出での事業費が確定しましたので、それに合わせて補正するものでございます。なお、5目の教育費で1節小学校費補助金、2節で中学校費補助金ということで、それぞれ小中のエアコンに対する補助金が1,382万3,000円と1,694万5,000円、エアコン設置事業に対して補助されることとなったところでございます。

続いて、14款道支出金、1項道負担金、既定の予算から768万4,000円を減額し、1億2,659万5,000円とするものでございます。こちらにも国庫補助と同様に歳出の事業費確定に伴う道負担金額の確定での補正でございます。

同じく14款2項道補助金、既定の予算から620万2,000円を減額し、2,621万4,000円とするものでございます。同じく、こちらにも歳出の事業費確定に伴う補助金額の確定の補正でございます。

続いて、15款財産収入、1項財産運用収入、既定の予算に1,000円追加し、422万円とするものでございます。こちら、医療・福祉施設等事業運営基金利子1,000円、歳出でもご説明したとおり1,000円計上するのを失念してございましたので、今回補正計上させていただくものでございます。

続いて、16款寄附金、1項寄附金、既定の予算に152万9,000円を追加し、4億2,153万円とするものでございます。一般寄附52万9,000円、企業版ふるさと応援寄附金100万円、それぞれ決算見込みに合わせて補正させていただくものでございます。

続いて、17款繰入金、2項基金繰入金、既定の予算から1億9,910万円を減額し、1億1,544万4,000円とするものでございます。内容といたしましては、財政調整基金繰入金、予算の収支不足で繰入れする予定であった財政調整基金繰入金を3,910万円減額し、ゼロにするという補正と、あとはふるさと応援基金繰入金1億6,000万円減額するものでございます。こちらは、小中のエアコンに対して国補助と地方債がつきましたので、その分減額するというものでございます。

続いて、19款諸収入、4項雑入、既定の予算から375万4,000円を減額し、4,369万3,000円とするものでございます。こちらの補正内容としては、その他収入で375万4,000円減額してございます。財源調整でございます。

続いて、20款町債、1項町債、既定の予算に3,420万円を追加し、7億627万3,000円とするものでございます。こちら、歳出の事業費確定に伴いまして、地方債、借金の額の確定での補正でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第11号 令和5年度古平町一般会計補正予算(第10号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第12号

○議長(堀 清君) 日程第13、議案第12号 令和5年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長(五十嵐満美君) ただいま上程されました議案第12号 令和5年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ360万3,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億2,702万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。説明書のほう、20ページ、21ページになります。国保会計も一般会計同様に決算を見込んでの数字となっております。ほとんどが決算見込みの数字でございます。

1款1項総務管理費でございますが、既定の予算から616万3,000円を減額し、総額1億1,768万円とするものでございます。健診委託料について決算を見込んでの減額と、広域連合負担金については広域連合において2月に補正予算を計上しておりまして、これで確定しておりますので、こちらも決算を見込んでの減額補正となります。

2款1項基金積立金250万円を追加し、830万円とするもので、歳入歳出各科目の決算見込みの結果、財調積立てを増額しております。

続きまして、歳入のほうに移ります。1ページ戻りまして、18ページ、19ページです。3款1項一般会計繰入金310万3,000円を減額し、4,679万8,000円とするもので、各繰入金の決算を見込んでの補正でございます。

続いて、5款3項受託事業収入でございますが、50万円を減額し、164万7,000円とするものでございます。こちらは、歳出での健診委託料の減額に伴いまして、広域連合からの支出金を減額するものでございます。

以上で議案第12号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第12号 令和5年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第13号

○議長（堀 清君） 日程第14、議案第13号 令和5年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第13号 令和5年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。

こちらにも決算を見込んだ整理補正でございます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21万5,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ6,831万6,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。説明書26ページ、27ページになります。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、既定の予算から21万5,000円を減額し、6,045万2,000円とするもので、後期高齢者医療広域連合の納付金の決算を見込んだ数字となります。

1ページ戻りまして、歳入のほうになります。24ページ、25ページになります。1款1項後期高齢者医療保険料、既定の予算に111万2,000円を追加し、3,779万7,000円とするものでございます。増額の理由といたしましては、年齢到達による新規の被保険者の中で比較的高所得の方が複数存在したため、保険料が増額となりました。

3款1項一般会計繰入金、既定の予算から132万7,000円を減額し、2,848万7,000円とするものでございます。こちらは、広域連合の決算を見込んだ繰入金の減額、さらに基盤安定負担金の額の確定によりまして減額することとなりました。

以上で議案第13号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これから議案第13号 令和5年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第14号

○議長(堀 清君) 日程第15、議案第14号 令和5年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長(高野龍治君) ただいま上程されました議案第14号 令和5年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由の説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ775万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,431万8,000円とするものでございます。

補正の款項の区分、金額などに関しましては第1表を22ページから25ページに、地方債の補正につきましては第2表を26ページにお示ししております。

それでは、歳出からご説明しますので、別冊の説明書32、33ページをお開きください。2款1項施設費、補正額775万8,000円の減額でございます。委託料、工事請負費、需用費の減額につきましては、決算見込みによる整理補正でございます。需用費の光熱費は、電気料高騰による不足分を増額する補正でございます。

引き続き、歳入の説明をしますので、30、31ページをお開きください。3款1項国庫補助金、補正額334万4,000円の減額でございます。これにつきましては、交付金事業の決算見込みによる整理補正でございます。

5款1項一般会計繰入金、補正額111万4,000円の減額でございます。これにつきましては、単独事業の決算見込みによる整理補正でございます。

8款1項町債、補正額330万円の減額でございます。これにつきましては、交付金事業の決算見込みによる補正でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第14号 令和5年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第15号

○議長(堀 清君) 日程第16、議案第15号 令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町立診療所事務長(細川武彦君) ただいま上程されました議案第15号 令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第4号)について提案理由のご説明を申し上げます。

議案27ページをお開きください。歳入歳出予算の補正として、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億5,770万4,000円とするものがございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正を28ページから31ページにお示ししております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。説明資料38ページ、39ページをお開きください。1款サービス事業費、3項施設サービス事業費、既定の予算に70万円を追加し、1億1,767万4,000円とするものがございます。補正の内容につきましては、年末年始にかけて介護医療院において新型コロナクラスターが発生したことにより、消耗品については使い捨て食器や消毒液など、医薬材料費については医薬品などの費用増となり、それぞれ40万円、30万円の増となっております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。36ページ、37ページをお開きください。1款サービス収入、1項介護給付費収入、既定の予算から122万円を減額し、7,501万4,000円とするものがございます。こちらは、介護医療院での短期入所療養介護の利用者数の減による介護報酬の減であります。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、既定の予算に192万円を追加し、6,451万8,000円とするもので、こちらは歳出の増額分と歳入の減額分を増額するものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第15号 令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第16号

○議長(堀 清君) 日程第17、議案第16号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町立診療所事務長(細川武彦君) ただいま上程されました議案第16号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算(第4号)について提案理由のご説明を申し上げます。

議案33ページをお開きください。本件は、保険診療収入や使用料などの決算見込額の増に伴う歳入増の整理補正であり、歳入歳出予算の総額に増減はなく、それぞれ9,921万6,000円であります。

歳入歳出予算の補正として、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正を34ページから37ページにお示ししております。

それでは、歳入からご説明申し上げます。説明資料42ページ、43ページをお開きください。1款診療収入、1項保険診療収入、既定の予算に837万1,000円を追加し、3,822万8,000円とするもので、国民健康保険診療報酬収入から一部負担金の増額は表に示しているとおりであります。

3款使用料及び手数料、1項使用料、既定の予算に587万9,000円を追加し、878万3,000円とするもので、こちらは新型コロナワクチン追加接種やインフルエンザワクチン接種による手数料の増であります。

4款繰入金、1項繰入金、既定の予算から1,517万円を減額し、4,850万7,000円とするもので、保険診療収入、使用料及び雑入の増額分を減額するものであります。

5款諸収入、1項雑入、既定の予算に92万円を追加し、312万6,000円とするもので、新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金は決算見込みによる82万円の増、医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金は額の確定による10万円の追加となっております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。44ページ、45ページをお開きください。歳出については、1款総務費、1項総務管理費の財源内訳を財源更正するもので、特定財源、その他に1,517万円を増額し、同額を一般会計から減額するものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い

願ひ申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第16号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時14分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第18 議案第17号

○議長（堀 清君） 日程第18、議案第17号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第17号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

本件は、令和5年5月8日に地方自治法が改正され、令和6年4月1日から会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となりました。本町としても、令和6年度から勤勉手当を支給すべく関連条例、今回は会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例と職員の育児休業等に関する条例を改正するものでございます。

改正内容の説明をいたしますので、まずは横の説明資料の1ページを御覧ください。議案第17号説明資料と書かれた横の資料です。1ページです。まず、1番、関連条例改正の要旨ということで、①、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行され、各地方公共団体においてパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となりました。地方自治法では、以前からフルタイムの会計年度任用職員には勤勉手当が支給の旨規定されており、今回はパートタイムの会計年度に対しても勤勉手当の支給が可能となったところでございます。

②を御覧ください。この法改正に伴って、フルタイム・パートタイム会計年度任用職員について、総務省通知により令和6年度から対象となる職員に勤勉手当を支給すべきものとされたところでございます。

③、上記①、②を踏まえて、本町、古平町のフルタイム・パートタイム会計年度任用職員について支給対象となる者に勤勉手当を支給すべく関連条例を改正するものでございます。

その下、関連条例の整備概要についてということで、先ほども申したとおり今回は会計年度の給与条例と職員の育児休業等の条例について改正を行います。

その整備概要でございますが、こちらは新旧対照表を用いてご説明いたします。1枚めくってください。2ページです。まず、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正です。左側が改正後、右側が改正前です。以下、条ごとに改正内容を説明いたします。まず、第2条の改正でございますが、こちらは会計年度任用職員の給与ということで、そこを読み上げます。前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員、こちらはフルタイムの会計年度でございますが、にあつては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいうということで、ここではそれぞれ会計年度の給与については勤勉手当も含むよという改正でございます。なお、地域手当につきましては、今回これまでの条例で漏れていた部分を追加する文言修正でございます。

続いて、14条の2でございます。フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当ということで、14条の2でフルタイムの会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給できる旨を規定する条文でございます。正職員の勤勉手当の率と同じ率で支給するというものでございます。

続いて、24条の改正でございます。この24条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の計算方法の文言修正でございます。こちら地域手当という言葉が抜けていたために地域手当追加するものでございます。

その下、3ページ御覧ください。24条の2です。こちらは、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当を支給できる旨を規定する改正でございます。24条の2の第1項が支給できる旨を改正するもので、2項が支給しない旨を規定したものでございます。

1枚めくっていただいて、4ページ御覧ください。こちらは、職員の育児休業等に関する条例の改正でございます。これまで職員の育児休業に関する条例では、勤勉手当を支給する基準日、6月1日と12月1日になりますが、育児休業をしている職員は、基準日前6か月以内に勤務したことがある場合は支給できると改正するものでございます。これまで正職は支給できるというふうに規定されておりましたが、会計年度任用職員が基準日より6か月前に育児休業を取得している場合には支給できなかったと。それを支給できるように改正したものでございます。

それでは、議案の40ページに戻ってください。今ご説明した内容の改め文を議案の40ページから41ページの頭に記載してございます。なお、41ページの附則では、この改正条例は、令和6年4月1日から適用すると規定してございます。



以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 説明資料の1ページで、法律的には支給できるという内容だったものを、国のほうが支給するなど今まで言ってきたと。その理由なのですけれども、待遇面から考えたら、当然こういう非正規の職に対する待遇改善というのは当然のことなのだけれども、支給するなどということは、国がやっていないものを地方がやるなどという意味なのか、それとも地方がやれば国の支出が増えると、そういうことの意味で支給するなどという指示があったのか。何らかの理由があると思うのですけれども、その点説明できますか。

○総務課長（細川正善君） 国のほうでは、国の非常勤職員は令和3年度までに支給することになっております。国の臨時職員ですね、非常勤職員ですね。地方の会計年度任用職員には支給しないことを基本とするという通知であって、するなというわけではございません。

○5番（真貝政昭君） よく分かりません。もう一度。

○総務課長（細川正善君） 国から言われているのは、支給するのではなくて、支給しないことを基本とするということです。町の条例、地方の条例で支給すると規定すれば支給することは、これまでも可能であったという意味で私が説明したところでございます。なお、国のほうの常勤職員については、令和3年度までに勤勉手当を支給するようになってございます。

○5番（真貝政昭君） 国のほうの指示に従って、古平町のほうは支給していなかったということでしょうか、支給していたということなんでしょうか。それが令和6年度からは、基本的に法律の改正によって支給すべきものとして相なると、そういうふうな捉え方をするのですけれども、この点説明してください。

○総務課長（細川正善君） 本町としては、支給しないことを基本とする旨の通知がございましたので、本町としては勤勉手当は支給してきませんでした。令和6年からするという方向に変えることで今回提案したところでございます。なお、期末手当については、ご承知のとおり支給してきたというところでございます。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第17号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第18号

○議長（堀 清君） 日程第19、議案第18号 古平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第18号 古平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

本件は、令和5年6月9日に交付された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正により、その番号法の別表2が削除されたところがございます。これに伴いまして、本町の条例が番号法の別表2を引用している部分がございますので、その部分の文言修正をするための改正でございます。

では、改正内容を説明しますので、まずは横の説明資料5ページを御覧ください。先ほどと同じように、左側が改正後、右側が改正前でございます。本町の条例の改正でございます。

まず、第1条、趣旨でございますが、これは文言整理の改正でございます。

続いて、第2条、定義のところ、第5号を追加いたしまして、特定個人番号利用事務という文言を定義いたします。これまでの法律の別表2に掲げられていた事務、それを特定個人番号利用事務と言い換えるということをここで規定しております。さらに、第6号で利用特定個人情報、法別表2に掲げられていた特定の個人情報、それを利用特定個人情報と定義するとここで規定してございます。

さらには、第4条につきましては、個人番号の利用範囲ということで、これまで法別表2に規定されていた特定個人情報を利用特定個人情報と言い換えているものでございます。

内容に変更はございません。今回の条例改正は、別表2が削除されたことに伴う文言修正でございます。

それでは、議案の44ページに戻ってください。議案44ページには、今ご説明した内容の改め文を掲載してございます。

附則では、この改正条例は、改正される番号法の施行日から施行すると規定してございます。現時点では、デジタル庁から令和6年5月頃の見込みとの情報が入ってございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） この法律の個人番号というやつ、マイナンバーカードを持っている方たちの番号という意味でしょうか。

○総務課長（細川正善君） そのとおりでございます。

○5番（真貝政昭君） 平たく言うと、この法律改正というのは行政側が何かの目的を持って個人番号でいろんな情報を引き出すための利用しやすい法律改正ということですか。または、違う目的があるのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 真貝議員のご質問に取りあえずお答えしますが、法律のほうの改正をお聞きになっていると思うのですが、法律改正は私の範疇ではございません。法律改正に伴って、その条例を改正するのが私の担当であって、法律の内容等を聞かれても、はっきりと正確にはお答えできないかもしれませんが、今回のマイナンバー法の一部改正につきましては、一応建前上はデジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利用の利便性向上から法律改正すると言われてございます。マイナンバーカードの利用範囲の拡大だとか、マイナンバーの利用の情報連携に係る規定の見直しだとか、マイナンバーカードの普及、利用促進だとか、そういう面から法律改正するというので、国のほうで法律改正してございます。

○5番（真貝政昭君） 次の法律改正のときは、どういう目的でやるのかということまでお知らせしていただかないと、こちらは賛成か反対かを定める立場なのですから、それがよく分からないでこの条例案を通すということはいかなるものかというのがありますので、やはりそこら辺は説明不足ではないかというふうに思っていますので、今後ご検討いただきたいと思う次第です。ただ単に事務的な流れでやるというふうにはならないと思うので、記憶にとどめておいてください。

答弁は要りません。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第18号 古平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第20 議案第19号

○議長（堀 清君） 日程第20、議案第19号 古平町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第19号 古平町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案について提案理由のご説明をいたします。

本件は、権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するなどの水道法の一部改正が令和6年4月1日に施行されることから、提案条例の文言整理が必要となり、一部改正するものでございます。

議案46ページ、説明資料7ページをともにお開きいただきたいと思います。説明につきましては、議案で説明いたします。議案46ページ中段でございます。第4条、第33条第2項ただし書及び第36条第1項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるというものでございます。

それと、第40条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるというものでございます。

条例の施行につきましては、令和6年4月1日となっております。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第19号 古平町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時42分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第21 議案第20号

○議長（堀 清君） 日程第21、議案第20号 古平町漁村研修施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第20号 古平町漁村研修施設の指定管理者の指定について提案理由の説明をいたします。

議案は47ページです。説明資料は9ページでございますので、一緒に開いて御覧ください。本件

は、新たに漁村研修施設、いわゆる漁港会館の管理を令和6年4月1日から指定管理者に行かせたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めますのでございます。

今回指定管理者の候補者として提案する団体は、古平町商工会でございます。

それでは、議会提案に至った経緯を説明いたします。説明資料9ページ御覧ください。今回の指定管理者の募集に当たっては、漁港会館という施設の性格上、民間企業に管理を行わせるのではなく、公的な団体に施設の管理を行ってもらうほうが地域住民の参画を積極的に進められるのではないかと判断し、指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第2条第2項第2号の規定に基づき古平町商工会を適当な団体として町から指名し、募集期間を令和6年1月12日から令和6年2月13日の1か月間の募集期間に商工会から応募していただいたところでございます。

選定委員会につきましては、2月14日に副町長を委員長として4名の委員で開催し、形式審査と評点審査を行ったところでございます。形式審査は、申請資格、申請書類を審査し、評点審査につきましては提出書類に記載されていた内容が選定の基準に合致しているかどうかを審査したものでございますが、1団体の申請であったためマル・バツで審査いたしました。

説明資料の9ページから10ページにかけては評点審査の結果を載せてございます。

今回提案いたしました商工会につきましては、全ての審査項目で要件を満たしており、安心、安全な施設管理と利用者のニーズに合った事業運営を期待できることから、候補者と選定したところでございます。

それでは、議案の47ページ中段の記以降を読み上げまして、提案理由にさせていただきます。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町漁村研修施設。

2、指定管理者となる団体、(1)、法人住所、古平郡古平町大字新地町7番地、(2)、法人名、古平町商工会、(3)、代表者職氏名、会長、梅野史朗。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○4番(高野俊和君) 商工会が指定管理になるという話は聞いていましたけれども、今回指定管理になったのですけれども、商工会はもともと古平町が補助金を出している団体だと思います。本年度の予算を見ますと、補助120万円ほど上がっていたのですけれども、今回この指定管理になるについては、町の補助金とは別に指定管理料というのは設けるのだらうと思いますけれども、具体的な金額が分かればというか、示せるのであれば示していただきたいと思っておりますし、前に町長に質問したときに、この漁港会館、利用する頻度を増やすべきでないかという話を僕も一般質問したと思うのですけれども、町長もそういう方向で考えているということでしたけれども、そういうことになりますと、例えば一般の職団体とかが利用するということになりますと、時間なんかも少し延長せざるを得ないと思っておりますけれども、その辺の対応といいますか、例えば管理人みたいなものを配置するとか、そのようなことは考えているのか。それは、指定管理のほうで考えるのか、それとも町が指導するものなのか、まずその辺を答えられたらお願いしたいと思います。

○総務課長（細川正善君） 今高野議員から2点質問あったと理解してございます。

まず、1つ目の管理に関する費用でございますが、新年度の令和6年度予算で79万円、約80万円弱を計上してございます。これは、これまで町が漁港会館を管理していたときにかかった経費をそのまま計上してございます。商工会と協議の上、こちらで計上させていただきました。

それと、2点目の質問で、利用が増えると利用時間が長くなる、そのときに特段の対応をするのかという質問かと私は理解しているのですけれども、基本的には利用は条例で9時までになっておりますので、9時まで使えるように商工会と話はしていくつもりでございます。

○4番（高野俊和君） 商工会は、現在多分6時ぐらいで終わると思うのですけれども、一般の人が利用するということになると、大体町の時間の設定では9時ぐらいまでになると思うのですけれども、その分3時間ちょっとの間、指定管理料が80万円だとすると人件費にもそれ、商工会のほうで、指定管理のほうで見るとすれば、人件費分としても80万円で年間対応できるのかなという、その心配ですけれども、そういうことも考えておりますけれども、その辺の話合いは商工会のほうとも詰めてあるでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 現在も漁港会館9時まで使えるようになっておりまして、改めてそこで町の職員が同行しているだとか町の職員が鍵かけるとか、そういうことはしてございません。利用する方に鍵を貸し出して、きちんと施錠してもらうという約束の下、進めております。今後も商工会、先ほど言ったように6時で終わったら、その時点で鍵を貸し出して、今の町のスタイルと同じ方法で進める予定でおります。

○4番（高野俊和君） 今年予算書を見たら、商工会の、関係ないのかもしれませんが、商工会に対する補助金ちょっと上がっていましたし、それでも指定管理料は若干出すのだろうなと思いましたが、一般の人の団体とか体育団体とかがもし利用する頻度が増えると、多少なりとも人件費も少し多くかかるだろうなという、そういう心配はしてありました。

今課長から説明あったように、それぞれ管理人がびっしりついているわけではなくて、鍵を預けてその辺を信頼関係で任せるということでありますので、何とかうまくいけばいいなというふうに考えております。

終わります。

○議長（堀 清君） あと質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第20号 古平町漁村研修施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 3時55分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第22 議案第21号

○議長（堀 清君） 日程第22、議案第21号 古平町水産物流通荷さばき施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長（岩戸真二君） ただいま上程されました議案第21号 古平町水産物流通荷さばき施設の指定管理者の指定について提案理由の説明をいたします。

議案は49ページ、説明資料は11ページです。本件は、平成25年度に整備しました古平町水産物流通荷さばき施設、いわゆる市場について、平成31年4月1日から東しゃこたん漁業協同組合を指定管理者として管理運営してきたところでありましたが、本年3月31日をもちましてその契約が満了することから、4月1日以降も引き続き指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

今回指定管理者の候補者として提案する団体は、これまでも本施設の指定管理者であった東しゃこたん漁業協同組合であります。

施設の設置目的を十分に理解していること、施設の効用を最大限に発揮できる団体であると考え、指名通知を相手方に送付したところでありました。その後、同組合より正式に申請書類の提出があり、その内容が適当であるかどうか、条例施行規則に基づき選定委員会を開催し、審査した結果、別紙説明資料11ページのとおり条例に定める審査項目全てで要件を満たしており、利用者のニーズに合った事業運営が期待できること、さらにはこれまでの指定期間中、問題なく業務を遂行してきた実績があるため、候補者として選定いたしました。

49ページの記以下を朗読いたします。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町水産物流通荷さばき施設。

2、指定管理者となる団体、（1）、法人住所、古平郡古平町大字入船町14番地、（2）、法人名、東しゃこたん漁業協同組合、（3）、代表者職氏名、代表理事組合長、茂木隆文。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間であります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○4番（高野俊和君） この指定管理って、前にうろ覚えなのですがけれども、このような事業を受

けている漁協とかそのような事業者に指定管理を締結するように、補助金などをもらうときに国から少しそういうひもづけられたような気がするのですが、全く関係ありませんか。だとすれば、当然現在のままで指定管理するのはいいのではないかと思いますけれども、そのような補助を受けるときに、荷さばき場などはそのような体制を持っている団体と締結するという、何かそのような記憶あるのですけれども、違ったでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 指定管理者全般なので、私がお答えさせていただきます。

今高野議員がおっしゃったことを、私が聞き間違いがあったら困りますので確認いたしますが、施設を整備する補助金をもらうに当たって指定管理者にする、そのとき公的な団体ではないと駄目だよという意味で私は捉えたのですけれども、決してそういうことはございません。補助金をもらうことには、まず指定管理者で管理するとかということは、補助金をもらう上では一切関係ございません。さらに、指定管理者になるのは公的団体ではなく、民間企業も含めて民間団体も含めると。指定管理者のそもそもの目的は、民間団体の知恵だとかやり方だとか、そういうのを公共施設、公の施設にも取り入れようというのが指定管理者の考え方でございます。

○4番（高野俊和君） 言い方間違えました。公的というのでなくて、民間の団体でも、このような経験のあるというか、こういう漁業関係をしている施設が指定管理を行うようという、そういうあれはなかったでしょうか。さっき公的と言ったのは自分の間違いです。民間でもこのような仕事をしているところと、現場の人たちと締結するというか、指定管理にあれするのがふさわしいのではないかというような話があったような気がしますけれども、違いましたか。

○総務課長（細川正善君） まず、考え方といたしまして、先ほどの施設を整備するための補助金をもらうために指定管理者とかということは一切ないということをご理解いただけたと思います。

なおかつ、それを踏まえた上で古平町といたしましては、今回の施設、市場でございますので、その市場の機能だとか性格上考えたときには、漁協にやってもらうのが最適ではないかというふうに考えて漁協を選んでおります。別の団体でも問題はないのですが、古平町として最適なのは漁協だというふうに判断したということでございます。

○4番（高野俊和君） そのことに関しては、全く私も同感で、このような仕事をしているところに指定管理として出すのが最も古平町のためにもいいのではないかというふうに思っておりますので、全く賛成をしたいというふうに思っております。

○5番（真貝政昭君） 商工会の場合は、職員はみなし公務員という位置づけですよね。だから、商工会に助成金を出すのと、それから農協や漁協に補助金を出すのとは意味合いが違うというふうに以前から言われてきました。漁協、農協というのは、商工会と違って営利団体ということで公的な団体ではない。今のやり取りからいうと、民間の団体という位置づけになるのかなというふうに思ったものですから、確認のためにお聞きしますけれども。

○議長（堀 清君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 4時03分

再開 午後 4時04分



○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（細川正善君） 真貝議員の質問にお答えいたします。

漁協は、公共的団体だということで認識してございます。

○5番（真貝政昭君） 公共的でなくて、公益的な団体というのが正しい言い方なのかもしれないというふうに理解したのですけれども、公共的とはちょっと違うのではないかというふうに思ったものですから。民間ではないということですね。

○総務課長（細川正善君） この問題につきましては、きちんと整理をして、後日確実に真貝議員にお伝えいたします。

○議長（堀 清君） ということでよろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第21号 古平町水産物流通荷さばき施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第23 議案第22号

○議長（堀 清君） 日程第23、議案第22号 古平町温泉保養センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長（岩戸真二君） ただいま上程されました議案第22号 古平町温泉保養センターの指定管理者の指定について提案理由の説明をいたします。

議案は51ページです。説明資料は13ページになります。本件は、令和3年4月1日から3年間で指定期間として実施してきております温泉保養センターの指定管理が本年3月31日をもってその契約が満了することから、4月1日以降も引き続き指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回指定管理者の候補者として提案する事業者は、これまでも本施設の指定管理者であった株式会社東洋実業であります。募集期間中、応募してきたのは同社1社のみで、条例施行規則に基づき選定委員会を開催し審査した結果、別紙説明資料13ページのとおり条例に定める審査項目全てで要

件を満たしており、利用者のニーズに合った事業運営が期待できること、さらにはこれまで指定期間中間問題なく業務を遂行してきた実績があるため、候補者として選定いたしました。

51ページ、記以下を朗読いたします。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町温泉保養センター。

2、指定管理者となる団体、(1)、法人住所、札幌市中央区北6条西22丁目2番7号、(2)、法人名、株式会社東洋実業、(3)、代表者職氏名、代表取締役、横田正弘。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第22号 古平町温泉保養センターの指定管理者の指定についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時11分

○議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程追加の議決

○議長(堀 清君) ただいま議案第23号及び議案第24号が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号及び議案第24号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

#### ◎追加日程第1 議案第23号

○議長(堀 清君) 追加日程第1、議案第23号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○教育次長（本間克昭君） ただいま上程されました議案第23号 工事請負契約の締結について提案理由の説明をいたします。

本件は、古平小学校エアコン設置工事の工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案の記以下を朗読して提案理由の説明とさせていただきます。1、工事の種類、令和5年度（繰越）古平小学校エアコン設置工事。

2、契約金額5,038万円。

3、契約の相手方、古平郡古平町大字港町3番地、株式会社福津組代表取締役社長、福津隆範。

4、工事請負代金の支払い方法、契約の定めるところによる。

5、契約締結の時期、令和5年度。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第23号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎追加日程第2 議案第24号

○議長（堀 清君） 追加日程第2、議案第24号 工事請負契約の締結についてを議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

○教育次長（本間克昭君） ただいま上程されました議案第24号 工事請負契約の締結について提案理由の説明をいたします。

本件は、古平中学校エアコン設置工事の工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案の記以下を朗読して提案理由の説明とさせていただきます。1、工事の種類、令和5年度（繰越）古平中学校エアコン設置工事。

2、契約金額9,889万円。

3、契約の相手方、古平郡古平町大字港町3番地、株式会社福津組代表取締役社長、福津隆範。

4、工事請負代金の支払い方法、契約の定めるところによる。

5、契約締結の時期、令和5年度。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

○4番（高野俊和君） 多分説明を受けて忘れたのだと思うのですがけれども、小学校と中学校の設置に倍ぐらい中学校のほうがかかるのですがけれども、この説明は何か次長、前にしていたように思うのですがけれども、忘れちゃったので、もう一回その差額、どうしてこのぐらい差額が出るのか説明してもらえますか。

○教育次長（本間克昭君） 中学校の工事におきまして、高圧電気のキュービクルの交換が必要になりましたので……キュービクル、高圧電気の引き入れの関係の機械の交換がありますので、それで割高になっています。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第24号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第24 令和5年陳情第2号

○議長（堀 清君） 日程第24、令和5年陳情第2号 学校給食の無償化を求める意見書（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されています。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから令和5年陳情第2号 学校給食の無償化を求める意見書(案)の採択を求める陳情書を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

#### ◎日程第25 陳情第1号

○議長(堀 清君) 日程第25、陳情第1号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の速やかな抜本的改正を求める意見書採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第1号は、会議規則91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第1号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の速やかな抜本的改正を求める意見書採択を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

#### ◎日程第26 陳情第2号

○議長(堀 清君) 日程第26、陳情第2号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第2号は、会議規則91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第2号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号 物価上昇に見合う高齢基礎年金等の引き上げを求める陳情は採択することに決定いたしました。

#### ◎日程第27 陳情第3号

○議長（堀 清君） 日程第27、陳情第3号 被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第3号は、会議規則91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第3号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号 被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書（案）の採択を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

#### ◎日程第28 陳情第4号

○議長（堀 清君） 日程第28、陳情第4号 「企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書」（案）採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第4号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号 「企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書」（案）採択を求める陳情

書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第29 陳情第5号

○議長（堀 清君） 日程第29、陳情第5号 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第5号は、産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思  
います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書（案）の採  
択を求める陳情書は産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時30分

再開 午後 4時31分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎休会の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

議事日程の都合により、明日3月6日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませ  
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、3月6日は休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（堀 清君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 4時32分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員